

本議事録は、発言者全員の確認をとったものではありません。

第5回 統合本部合同記者会見（保安院第121報）（平成23年4月30日）（未定稿）

ます。私どもは果斷に道筋を実行するために、さまざまな取組みをしておりますけれども、そうした取組みの一つひとつが余震、津波に耐え得るのかどうか、そういうことを検証しながら前に進めていきたいと思っております。

以上、津波対策、余震対策について御報告申し上げました。

続きまして、昨日辞表を提出されました小佐古参与について、恐らく皆さんの方から御質問があると思いますので、私の方で冒頭で説明をさせていただきたいと思います。

小佐古参与の辞表は本日正式に受理されたと承知をしております。私はこの問題に関わるようになりますして、早い時期から小佐古参与からはさまざまなアドバイスをいたしました。専門家でございますので、さまざま面で有益な御助言をこれまでいただいてきましたと、そのように感じております。

したがいまして、今回の参与の辞任というのは、そういう意味では非常に残念だと、そんな思いがございます。なお、小学校を始めとした学校の20mSvの基準でございますが、これにつきましては専門家としての小佐古参与の意見と原子力安全委員会の専門家の意見が異なったということでございまして、私ども政府としては安全委員会という、そうした法律に基づいた機関の最終的にはこのアドバイスを受けて、この基準を採用した。そのプロセスにおいては、やはりそれが最も正しい方法だったんだろうと、そのように感じております。

ただ、それは言いましても、できるだけ放射線量の低いところで子どもたちが学ぶといふことは、当然だれもが望むことでございますし、また、郡山市を始めとした福島県内にもそういう動きが出てきていることは、私も前向きに受け止めているところです。

更に津波が発電所に侵入した場合、そうした場合にやはり備える必要もございます。電源を多重化したほか、例えば仮設のディーゼル発電機、原子炉に注水するバックアップ用の消防車などを津波の届かない高台に設置をすること。更には燃料プールに注水するコンクリートポンプ車、キリンなどの名前で私どもが運用しているものでございますけれども、このコンクリートポンプ車の予備機を配備するなどの対策を現在講じております。

また、余震そのものに対する対策といいたしまして、4号機の原子炉建屋の壁面が大きく損傷していることに対応するものとして耐震補強を行います。具体的には燃料プールの底に支持構造物、鉛でできた支柱でございますけれども、これを設置いたします。

余震はいつ起こってもおかしくないといふことでございまますので、5月上旬から準備工事を開始し、この支持構造物については、できるだけ早く6月中旬までに完成させたいと思っております。また、その耐震機能を確実なものとするために、コンクリート壁も設置することを今、考えております。

失礼しました、鋼でした。鋼でできた支柱です。鉛ではございませんでした。大変失礼しました。

工事全体は7月末に完成を予定しております。このプロジェクトは馬淵補佐官を中心になつていただいております。このプロジェクトは馬淵補佐官を中心になつておられます。このプロジェクトは馬淵補佐官を中心になつておられます。

今、余震対策、更には津波対策について御説明を申し上げましたが、私どもが予定をしております道筋を妨げるのは、こうした余震対策、地震対策であると考えております。

○司会 続きまして本日の説明に入らせていただきます。本日は3つのテーマがございます。

先ほど事務局長より説明がありました津波対策、余震対策でございます。

2つ目が環境モニタリングの状況につきまして。

3点目に、各プラントの状況についてでございます。
質疑はその後でまとめてさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、まずは津波対策、余震対策につきまして東京電力から説明をさせていただきます。

○松本部長代理 東京電力の松本でございます。

お手元の資料の中で、余震に伴う津波への対応策という一枚ものをご覧ください。こちらは先ほど細野事務局長からお話をありましたとおり、今後私どもが事態収束への道筋を遂行するに当たりまして、最大のリスクと考えておりますのが余震と、それに伴う津波でございます。

まず津波に対するリスクを低減させるために、福島第一原子力発電所の南東側のエリアに防潮堤を建設することといたしました。

1枚目の下側に航空写真がござりますけれども、白い点線で囲った部分に仮設の防潮堤をつくることで考えております。高さといたしましては、標高 12m のところに防潮堤をつくろることでございます。

現在、想定している津波はマグニチュード 8 程度の地震に伴いまして、南側の方から押し寄せてくるのではないかと想定しておりますので、こちらの部分に防潮堤をつくるということです。

もう一点は現在、高濃度の汚染水をタービン建屋、それから立坑のところに保管しておりますけれども、今回こういった津波が押し寄せることによりまして、高濃度の汚染水が環境へ漏えいするところがないように、環境との接点でございます立坑につきましては、コンクリートで埋めるということを考えております。

お手元の資料の A4 槙紙で 1F 1 ~ 4 号機、海水配管トレーンチ及び立坑配置図、閉塞計画という実績というカラー写真があると思いますけれども、こちらの資料の中で青い枠で囲っているところに立坑がございます。こちらにつきまして、黄色いところについては既に 1 か所閉塞済み。4 号機側で閉塞済みのものが 1 個ございますけれども、そのほかピンク色で書かせていただいている 4 m の高さにある立坑につきましては、コンクリートで閉塞をさせる予定でございます。

防潮堤の構造でございますけれども、これまでコンクリート製の防潮堤あるいは土のうといつたことで御説明させていただいておりますが、今回仮設で設置する防潮堤はかごに石を充てんしたようなものを積み重ねていくタイプでございます。お手元の A4 槙の資料で仮設防潮堤の構造といふものが配られていると思いまますけれども、こういった金網でつくったかご状のものには石を詰めまして、これを積み重ねていくといふ方式になります。その積み重ねたかごとの間に、遮水シートといふものを設けまして、水が入ってきたときに防水を施すという防潮堤の構造でございます。

もう一点が 4 号機の原子炉建屋使用済み燃料プール底部の支持構造物の設置工事でございます。前の方に事態収束への道筋のパネルを紹介させていただきますけれども、こちらは 4 月 17 日に公表させていただいた道筋のロードマップでございます。

その中の冷却の中の燃料プールがござります 4 号機の支持構造物の設置という、この部分に対する今回の取組みといふことになります。

こちらにつきましては、支持構造物の設置工事という資料をごらんいただければと思

ますけれども、下の方に図面がございますが、まず使用済み燃料プールの底の部分に鋼製の支柱を建てます。これによりまして上からの加重を支えるということと、もう一つは、コンクリート壁を設置いたしまして、その中を埋めるとということと、その使用済み燃料プールの底部とコンクリートの間にについては、きちんとグラウトを充てんすることによって、きちんと支えられるようになります。

スケジュールに関しましては、およそ 5 月上旬より準備工事を開始いたしまして、7 月下旬までに完了させることでございます。

私がからは以上でございます。
○司会 続きまして、環境モニタリングについて説明します。
○松本部長代理 それでは、環境関係のモニタリング結果につきまして御紹介させていただきます。

まず 1 つ目は、福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果（第 36 報）ということでござります。

こちらは、これまでどおり福島第一の西門、福島第二のモニタリングポスト 1 番というところで、ヨウ素、セシウムといた主要 3 核種に対しまして測定を実施しているというところでございます。現時点では空気中の濃度度をいざれども下回っているという状況でございますので、引き続き経過観察をして進めていきたいと思っております。

海水の方の状況でございますが、こちらは 2 種類資料がござります。まず 1 つ目は、福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について（第 38 報）でござります。

こちらにつきましては、発電所の沿岸部と沖合 3 km、8 km、15 km の地点で測定をいたしておりますのでございます。

2 枚目と 2 枚目の裏側に沿岸部と沖合のところの検出結果を書かせていただいておりますけれども、福島第一の北側のところで最大で 2 倍程度といった形でございます。

3 番目の資料といたしましては、1 枚ものでございますが、茨城県沖における海水中の放射性物質の核種分析の結果ということで、昨日、茨城県の沿岸、約 3 km の沖合、5 カ所でサンプリング調査を開始いたしましたので、その結果を御報告いたします。
裏面の方に、海水の核種分析結果、茨城県沖と書かせていただいておりますけれども、昨日はかりました 5 カ所の検出点につきましては、いずれも ND、検出限界未満ということがございました。

以上でございます。
○司会 次に文部科学省から環境モニタリング結果について説明します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○坪井審議官 文部科学省の坪井でございます。まず、文部科学省が結果を公表している核種モニタリングの目的についてということで、

前回核種モニタリングがどういう目的で行っているかを示してほしいという御要望がありましたので、このように少しまとめてみました。

場所的には全国のものと福島県のもの、そして、航空機によるものと、海域のものとございます。全国のレベルでは、モニタリングがストリームにより空間線量率を測定して、これは環境放射能の水準把握に資するということではないかと思います。

また、県に御協力いただいた、各県 1 か所とすることですで、全国の大学の方にも協力をいただいて、全国レベルの観測点を増やしたというものの、大学の方からも横算換算計のデータをいただきながら、日々の空間線量についても水準把握できるように公表させていただいております。

あとは定時降下物、これはほこりやちり中の放射性濃度を測定するもの。

そして、浄水、蛇口水についても全国レベルではからさせていただいているものでございます。

福島県につきましては、発電所の 20km 以遠と 20km 圏内についての空間放射線量率の測定。積算線量の測定。やはりダストサンプリングや環境指標土壤モニタリングの測定。福島県に御協力いただいた緊急時の放射線モニタリングということでござりますが、これらについてはデータを取ることと、そのデータが今、防災上の区域設定などにも役立たられる、その検討データに資するところと考えております。

航空機、これはヘリコプターとか航空機によるものは、上空から広域的に空間放射線量率が把握できるというメリットがあろうかと思います。

また、海洋につきましては、海水中または海上の放射線の濃度などがわかる。海上の上空の空気線量率もわかるということで、海域の汚染状況等の把握に資するのではないか。

このように整理できるのではないかと思っております。

次は、この放射線モニタリングのデータの結果を文部科学省でどのように公表しているかということで、参考までに資料を用意いたしました。

文部科学省の今、ホームページのトップページで全国の放射線モニタリングデータがごくようく地図の形で各県をクリックしていくたまくと、各県の最新データあるいは経過、どのような変化かグラフでも見れるようにしてござります。そのほか、下の方にある核種のモニタリングデータ、あと福島県のもの、海水、水とか定時降下物など。また、この健康相談のホットラインといったものも、このホームページ上からアクセスできるようにいたします。

その上で東日本大震災関連情報ということで、それぞれのいろいろなデータについてアクセスできるようにしております。モニタリングの計画についてのものですがデータについてアセスできる形でいろいろなものにアクセスできる形にホームページ上でしていると

うものでございます。

環境モニタリングの結果についてといふことでございます。前回までは時系列的にいろいろなデータを発表した順に並べておったんですが、それを整頓いたしまして、先ほどどの分類に従った全国的な調査のものと福島県、発電所関係の調査と分けて、このように並べさせていただいております。全国的な水準調査については、余り大きな変化の影響は特に出ていないと考えております。

また、福島県の 20km 以遠の空間線量率の測定ということでは、この中では少し從来よりも計画的避難区域と指定された地域、あるいはその周辺地域について観測点を増やした形で少し計測を始めております。その関係の地図なども付けて、この中にお示しをしているところでございます。

積算線量とダストサンプリング等については、余り大きな特筆すべき変化があるということがないかと思っております。

次のページの福島県にやつていただいているモニタリング実施結果も同様かと思っております。

海域の調査でございます。今回、90 ページの方に、こちらは文部科学省で海洋機構で測定しているデータについてのものを作成しております。10 という方は今回初めてお出しする、取れたというものをございまして、こちらは細野事務局長の下、外洋のモニタリング強化とということを関係省庁で取り組んでおるわけですが、97 ページをごらんいただきますと、これは海上保安庁の測量船が採取した海水というものについて東京電力の方で分析をいただいたという、これは今回初めてこういったものが取れたということでデータをお示しているものでございます。

以上につきましては、また原子力安全委員会の方で個別のデータの評価をいただいているということになるものでございます。

続きまして、次の資料で海域における放射濃度のシミュレーションについてという資料をお配りしております。文部科学省におきましては、3 月 23 日から海域でのモニタリングを始めておりますとともに、いわゆる予測についてということで独立行政法人の海洋研究開発機構が開発いたしました数値海浜予測システムというものを用いまして、放射濃度分布のシミュレーションを始めております。

最初は 4 月 12 日、第 2 回は 4 月 16 日に発表いたしておりますが、今回は第 3 報ということで昨日発表させていただいたものでございます。このシミュレーションは、今回は 4 月 23 日の海流予測を基に文部科学省と東京電力が発表してきた 4 月 22 日までの海水中的放射能濃度の実測値を反映いたしまして、海洋研究開発機構のスーパーコンピュータシステムで計算したものでございます。

結果については図 2 などに示されておりますようなことで、福島県沖を含む南東北海域の海流場は日本黒潮や千島海流、親潮の狭間にあって、割と複雑でゆっくりとした流れである。4 月下旬は北寄りの流れと予想されておりまして、放射性物質を含む海水も

その流れに乗って移動するということで、図3-1～3-4のような結果が得られている
というものです。

これは4月22日までの放出分までということで仮定したものでございます。
でのものについては全海域で検出限界以下となることが、ヨウ素については5月上旬、セ
シウムについては6月上旬ごろという予測ができるという結果が得られているものでござ
います。

ただ、このシミュレーションにつきましては、さまざまなものでございまして、ここま
でありますので、必ずしも実測値を保証するものではないという点、したがって、他の計算コ
ードによるシミュレーションも行なつて総合評価を行いながら、より現実に近いシミュレ
ーションの実現に向けて絶えず見直しをしていく必要があると考えておるものでございま
す。

以上が海洋のシミュレーションの関係でございます。
続きまして、資料をお配りしておりますので、福島県の学校等の空間線量率の測定結
果についてというものをお配りしております。

これにつきましては、この会見の中でも御議論されてきておりますもので、参考に付け
ております福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的な考え方について
というものが4月19日に決定させていただいております。

これにつきましては、原子力災害対策本部の方から原子力安全委員会の方に助言を要請
いたしまして、助言をいただいた上で原子力災害対策本部の方から福島県の教育委員会と厚生労働
省の方に通知があり、文部科学省の方からは福島県の教育委員会等に通達を出していると
いうことで、今、実施されているものでございます。

この中で、いわゆるモニタリングをやつしていくということを書かせていただいておりま
す。おおむね1週間ごとに再度の調査を行うということで、ページでいいますと10ページ
の中ほどに書かせているものでございますが、このときの考え方方に従つて、その後も調査
をやつしているものでございます。

今回はその調査を29日と30日に実施した分につきまして、お手元の資料1と2でござ
ります。資料1の2ページ、3ページが4月29日に行つたものでございます。ここでの
基準というのは、 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ というところがこの位置を取るかどうかの基準とさせていた
だいているものですが、28日の測定では22番と29番の2つの学校のみが現在では越え
ている2校でございます。

実は今回の測定の結果、 $3.8 \mu\text{Sv}$ を今回初めて下回った学校につきましては、翌29日に
再度測定した結果が5ページでございます。ここに7つの学校、幼稚園、保育園等がござ
います。資料2の再測定でもいずれも $3.8 \mu\text{Sv}$ を下回ったということで、これは最初
に決めました考え方のルールの下で、2度下がれば制限を解除し得ることになるとい
うことでございます。

全体55の学校について今回はかたわらわけございますが、おおむね空間線量率の数字

が下がっているということでございます。

以上が学校関係の測定結果についてでございます。

続きまして、前回御質問いただいたことについてのフォローをさせていただきたいと思
います。前回文部科学省の方で防災のロボットの開発というごとにについてのお問い合わせ
がございました。

文部科学省の方では平成10年度から原子力安全技術センターに委託をして、モニ
タリングロボットの開発を委託しておりましたが、その結果としては、映像取得を重視す
るロボットと計測を重視するロボット2台を開発しております。

その中で今回の事故発生後におきましては、東京電力さんの方から原子力安全技術セン
ターに対して、このモニタリングロボットの貸与の要請がございまして、1台を提供した
というところでございます。

ただ、この開発されたロボットにつきましては、実はかなり今回発電所周辺に至れりが
散乱しているために、このロボットがなかなか走行できる状況にはないということなどの
理由もありまして、現時点ではまだ現場投入を見合わせている状況にあるということでござ
います。

このロボットは主に観測の方の性能を持つているもので、空間線量率の測定や表面温度
の撮影、3Dの画像撮影と録画、計測結果のマップ化、そのような機能を持つているもの
でございますが、今のところ、先ほど申し上げたような状況で具体的な予定がまだ東電さ
んの方でお決めいただく状況にないようございます。

あと、前回質問がありました中で、疫学調査についての報告書の件がございました。
これは正確な名前では原子力発電施設等放射線業務従事者等に係る疫学調査で、第4期調
査結果というものがございます。これは平成17年度から21年度というものでございます。
これにつきましては、昨年の9月16日の第59回原子力安全委員会の方に概要を御報告
しております。そのときに御報告した10ページの概要の資料につきましては、原子力安
全委員会の方のホームページに載っておりますので、前回この概要版をホームページに載
せるこの要請とありましたけれども、安全委員会に御報告したものについては既にホー
ムページ上でもアクセスできる状態にあるということでございます。

また、報告書そのものにきましては、国立国会図書館の方にお送りしておりますので、そ
ちらでご覧いただけることができるというものでございます。

あと、ICRPの2007年勧告と放射線審議会の関係について御質問がございました。
確かに2007年勧告の国内取り入れについては、まだ検討中でございますが、今年の1月
に第2次中間報告ということで、基本部会の中間報告書といううのができております。その
中で今回の関係では、いわゆる緊急時被爆状況ということについて提言が、1つの文書が
まとまっております。

ただし、しだがつて確かにまだ完全に国内制度への取り入れの検討結果が終わっているわ
けではないんですが、今回の事故発生に伴いまして緊急時の措置という方が講じなければ
8

いけないということで講じているものでございますので、取り入れの放射線審議会での検討がすべて終わるのを待たなければ措置が講じられないというものではないのかなと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○司会 続きまして、原子力安全委員会から環境モニタリングの評価について説明があります。

○加藤審議官 原子力安全委員会事務局の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。4月28日、29日に文部科学省から公表されました環境モニタリングに関する情報に基づく評価でございます。

まず、福島県発電所周辺初め福島県におきます空気放電線量でありますけれども、大きさに変化はございません。

なお、今回から補足資料の4ページをごらんいただきますと、4ページの下から地図が5枚ございます。これは先般発表いたしました環境モニタリング強化計画に基づきまして、福島県内の測定点を増やしたものでございます。ここで得られた値も載ってございますけれども、これまでの全体的な傾向にはまっているという見方でございます。

いれにしましても、引き続き天候、風向きなども考慮して、線量率の推移を注意深く見守ることとしてございます。

2点目に空気中の放射性物質濃度等であります。26、27両日に採取されましたダストサンプルについての結果が参考資料の10ページに載ってございますが、そういうダストサンプルからはヨウ素では1.55などの値が得られておりますが、これらは濃度限度を下回ったものでございます。

こういったものにつきましても、天候、風向きなども考慮して注意深くフォローしてまいります。航空機モニタリングについては新たな状況の提供はございませんでした。

4点目の環境試料についてでございますが、特に海洋モニタリングについてお話をいただきたいと思います。資料では2ページに入ります。こちらの参考資料では23ページでございます。

23ページ、第一原子力発電所の30km沖での計測結果ですけれども、この23ページの表を見ていたときますと、27日に採取したものの中層で、9番というポイントで出てございました。一昨日御説明した中でもやはり中層でこういった値が出ていたという状況でございます。

更に参考資料の30ページ、31ページでございます。先ほど文部科学省の方からも新たに細野事務局長のニシアタイプで茨城県沖のモニタリングが始まったということでおざいます。これにつきましても、30ページにござりますようなボイントで検出がされております。

先ほどの発電所沖と茨城県、採取の日はいずれおりませんけれども、動きとしてはやはり

発電所から出たものが南に向かって動いているということを示すのではないかということです。

そのほか、海産物の測定結果については厚労省が発表するさまざまなものでございます。引き続き注視していただきたいと思います。また、環境モニタリング、文科省のとりまとめの下で関係機関へ行っておりまして、今後とも注意深くフォローしてまいりたいと思います。

5番目は、全国の放射能水準調査でございます。32ページが全国の空間線量でございますけれども、福島県、宮城県、茨城県、千葉県を除いては過去の平常値の範囲内に入っています。また、この4県でも健康に影響を及ぼすようなレベルではございません。浄水も出ているところがござりますけれども、飲食物の摂取制限指標を下回つております。

簡単ですが、以上でございます。

○司会 それでは、3つのテーマになります。各プラントの状況につきまして、まず東京電力より説明がります。

○松本部長代理 東京電力でございます。

お手元の資料で福島第一原子力発電所の状況というA4縦の1枚ものをご覧ください。

まずタービン建屋の地下のたまり水の処理でござりますけれども、2号機からの立坑から集中発棄物処理施設への移送でございますが、昨日6時16分から移送設備の点検等によりまして移送を中断しておりますけれども、本日14時05分から移送を再開しております。

継ぎまして、放射性物質のモニタリングの状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

裏面にいきまして、使用済み燃料プールの注水と放水でござりますけれども、本日は放水の予定なしということでございます。

それから、原子炉圧力容器への注入の状況でございますけれども、1号機、2号機、3号機とも淡水の注入を継続中でございます。1号機につきましては、昨日10m³/hから6m³/hに低下させた後、継続しているという状況でございます。

同じく1号機の窒素封入の状況でございますけれども、本日11時の段階でドライバルの圧力といったしましては、131.4kPa。窒素の総封入量といたしましては、1万5,200m³という状況でございます。

そのほか飛散防止剤の散布、瓦れきの撤去、それから、電源の強化工事につきましては昨日に引き続き本日も実施中という状況でございます。

継ぎまして、発電所の中の放射性物質の分析の状況でございます。お手元の資料の中でタイトルを申し上げますと、福島第一原子力発電所2号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流失について、統報26という資料をごらんください。

こちらは高濃度の汚染水を海に放出した以降の状況につきまして、監視を続いているも

のでございます。

2ページをめくつていただきまして、裏面に各測定点での分析結果を載せさせていただいているけれども、最高点はヨウ素131でシルトフェンスの内側 1.0×10^2 。濃度眼度に対する割合が2,500倍といつたところが最高値でございます。
そのほか各測定点におきます経時変化につきましては、3ページ以降のグラフをごらんいただきたいと思います。ほとんど横ばいもしくは低下傾向ということで、高濃度の汚染水が継続して流失している状況ではないと考えております。

もう一つの資料は、福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出についてという資料でございます。

こちらは高濃度の放射性物質を含むまり水がタービン建屋内にあるということで、毎月、水、金曜日にサンプリングをいたしまして、その翌日に結果を公表させていただいるものでございます。
裏面の2枚目に、サブドレン等の核種分析結果を載せさせていただいておりますけれども、左から3列目、2号機のサブドレンでヨウ素131が 3.1×10^2 Bq/m³という状況で検出されております。

経時変化の状況につきましては、3ページ目以降をごらんいただければと考えておりますが、内蔵している放射性物質の濃度に比べてサブドレンの方の割合は小さいものですから、漏えいないと判断をいたしております。

そのほか、プラントパラメータの関係のデータ集を1枚。それから、モニタリング結果のデータ集を1枚付けさせております。

東京電力からは以上でございます。

○司会 満きまして、原子力安全保安院よりコメントをさせていただきます。

○西山審議官 原子力安全・保安院の西山と申します。よろしくお願いいたします。
私の方からは、お配りしております経済産業省と書いてある清水社長あての海江田大臣と報告聴取の内容についてだけ説明を申し上げます。

これは福島第一原子力発電所の1号機におきますごからの燃料域の上部までの原子炉格納容器の中を水で満たしていく措置を取るに当たりまして、これまで東京電力との間で、その安全性につきましていろいろ検討してまいりましたので、その結果をまとめて文書として提出していただくものであります。

裏面の方に、具体的な報告を求める内容が書いてございます。

第1番目は、原子炉格納容器の中を水で満たしていった場合に、格納容器の構造強度、その格納容器としての構造的な強さがしっかりと保たれるかどうかということであります。

1番目のポイントは、実際に水で満たしたときに、その水が入ることによっての影響はどうかということ。
2番目は、その水が入った状態で強い余震が来たときにどうなるかということでござります。

(2) は、水位が上昇してきた場合に、圧力が高まつたことによって、それが格納容器にどういう影響を与えるかということでございます。

3番目は、タービン建屋に水が漏えいしているかどうかというところについての観察をどう見るかということあります。

4番目は、そのほか何か作業の手順などにおいて安全の確保のための必要な事項について報告を求めるものでございます。
こういったことについて、最終的に水で満たしていく作業に入る前に報告をいただいたいということでございます。
以上であります。

○司会 以上で説明を終わわりにさせていただきたいと思います。これから質疑に入ります。なお、細野事務局長でございますけれども、この後、衆議院の副議長に対しまして、原予力の状況につき説明に行かなければならぬという事情がございますので、18時20分ごろ退席をさせていただきます。したがいまして、最初に、細野事務局長に対します質問を受けさせていただきます。

続きまして、今日の説明事項に対して質問を受け、最後にその他の事項につきまして質問を受けるという段取りで進めさせさせていただきたいと思います。担当がマイクを持つてまいりますので、所属とお名前を名乗つていただき、質問をしていただければと思います。また、質問はできるだけ簡潔にお願いいたしたいと思います。
それでは、まず細野事務局長に対します質問がございましたら、挙手を願います。

○記者 毎回毎回この問題で非常に恐縮ですけれども、昨日、小佐古さんの辞任のこともありましたので、改めて福島の子どもたちに對しても 20mSv という問題について伺わせていただきたいと思います。
なぜ 20mSv/年なのかということについて、それを認めたのかとどうすることについて、原子力安全委員会の助言という言葉を使わないで説明していただけますか。

○細野補佐官 江川さんがおっしゃったように、本当に安全なのかといふことにについていろんな声があるのは十分承知をしておりますし、小佐古参考もそういう思いがおありだつたということも、私も直接何度も聞いておりますので、そういうことについては理解をしております。

ただ、そういう声があるのを十分承知しながらも、こうした安全基準についての評価というのには、我が国政府の場合は、安全委員会の判断をまずはしっかりと聞くということが前提になっております。専門家の間で見解が異なった部分があるとうふうには承知をしておりますが、私個人の判断がどうかということは、政府の一員として、これは申し上げるべき立場ではないと思いますので、お答えになつていなくて申し訳ないのですが、安全委員会の助言に基づいてこういう判断になつたということに、この正式な判断というこ

とで言えば尽きるだらうと思います。

ただ、繰り返しになりますが、郡山市を始め、自治体の皆さんがいろいろ取組みをされているということでおざいますし、実際に郡山市の方ではグラウンドの表面を取つたことによって線量は下がつていますから、そういうことの効果も示されているわけでござりますので、それも含めてやれるべきことが何なのかということについては検討が必要ではないかと思っておりますし、そういう取組みが進んでいると思っております。

○記者 何かといたと、原子力安全委員会の助言ということで、それを使わないで説明してくださといふことに、またその言葉が繰り返されるとか、原子力安全委員会の方にそれを聞くと、今度はICRPがという話になるんです。

では、国際放射線防護委員会が何で言っているのかというと、1を20に上げろと言つてはいるのではなくて、1～20の間でできるだけ低いところを決めてやりなさいと。それはまさにどこに決めるのかというのには政府の判断なんです。そういうことがちゃんとそここの文章に書いてあります。そして、1～20といふ間で中間的なレベルを採用したり、検討したりす書いてあるわけです。にもかかわらず、そういう中間レベルを採用したり、検討したりすることなく、20といふ数字にこだわつたといふか、20ありきといふか、20であります理由をこの原子力安全委員会の助言という以外に、御自身の言葉として説明できませんか。

○細野補佐官 この決定は、原子力災害本部で決まったものでございまして、大変申し訳ないんですけど、私は原子力災害本部のメンバーではないんです。ですから、決定そのものには直接関わっていないものですから、大変恐縮なんですが、これ以上の説明ができる、これは本当に本音、建て前すべて率直に申し上げて、権限と立場にないということを見理解いただきたいと思います。

○記者 それに関する感想はさておき、郡山の話が出来ましたけれども、郡山の取組みを支援あるいは拡大していくといふ具体的な予定はないのでしょうか。郡山の方では、確かに劇的な効果が出ているにもかかわらず、その取った土をどうしたらいいかということで、非常にいろいろな心配もまだ出ているということもありますが、これについての取組みを教えてください。

○坪井審議官 今、既に取られてしまった土がグラウンドの端に置かれて、ブルーシートがかけられているという状況は存じております。先日、西山審議官からも御説明がありましたが、いわゆる放射性物質が付着したものの法的な取扱いがまだ定まっていないのも事実でございます。そういう形で、どういったことでこの処理なり、どういうところに持つて行くのが可能なのかどうか、その辺は国で一律に決められるのか、また地元の方でお考えいただくことなどでどのようなことができるか。

ただ、いずれにしても、土のことを含めて、線量率が下がる取組みというのはやつていく必要があります。

○記者 具体的な支援は、まだ全然決まってないんですか。

○坪井審議官 まだ具体的にどういったことで何ができるかは、今、申し上げられるもの

はございません。

○記者 わかりました。
ほかにもこの問題はあるんですが、細野さんではないので、また別の方に後で改めて聞きます。

○記者 よろしくお願ひします。

○記者 まず冒頭、前回お願いしました環境モニタリングの目的に関します資料を迅速にお示しいただきまして、誠にありがとうございます。小佐古さんの件につきまして、質問させていただきます。

昨日会見をされたということなんですが、この中に重要なメッセージがあるんだと思つます。そこで小佐古さんの発言に関しまして御質問なんですかけれども、氏がSPEEDIが法令に定められている手順どおりに運用されていないということを御発言されたようです。その中で気になりますのが、甲状腺被爆線量、とりわけ小児については、数値を20km、30kmのみならず、関東、東北全域で慮さず迅速に公開すべきだという発言をされております。

これは全国のお子さんや御両親などもかなり気にされているのは言うまでもないことです、少なくとも東日本、関東、東北全域で迅速に公開すべきだと、こういった意見に対してはどうお考えになりますでしょうか。

○細野補佐官 今週の月曜日の会見で、SPEEDIについては、過去のものも含めてすべてデータを公開すべきだろとうと考えましたので、出させていただきました。

SPEEDIが法的にどうなのかといふことは、今、手元で持ち合わせてはいないんですが、少なくとも今、政府が持っているSPEEDIに関するデータは、これまですべて公開をした形になります。どれほどデータに意味があるかとということはすべて置いて、あるものはすべて公開したということなんですね。

それで今、おしゃった関東とか、はるかに広がった分もといふことに関しては、率直に言って、今、WSPEEDIのことをおっしゃいましたが。そういうではなくて。

○記者 小佐古さんの発言そのままなんですか。これに対する意見に対しても繰り返しますと、甲状腺被爆線量、とりわけ小児については、数値を20km、30kmのみならず、関東、東北全域で隠さず迅速に公開すべきではないか。これに対する意見に対してどうお考えなのか。

○細野補佐官 この後、安全委員会もしくは文科省の方から答えるのでしょうか。

かもしけませんが、私の知る限り、その外側について何か有意な、公開できるような情報があるとは承知をしておりませんので、もしそういうものが仮にあれば、公開をしたいと思ひますが、私の知る限り、そういうものは今ないのではないかと思ひますが、一応確認をお願いします。

○加藤審議官 安全委員会事務局でございますが、SPEEDIのシステムで拡散予測の計算ができるのは、一辺92kmまでなんです。したがいまして、ホームページなどで発表してあるものも、発電所を中心とした一辺92kmの正方形の範囲が最大の範囲ということです

表させていただいております。)
（記者）そうしましたら、その起点があるわけですから、それをすらせばいいのではないですか。つまり、今、福島は20km、30kmを中心置いて92kmということであれば、東北東、東北はその起点をすらした上で広げていけばいいのではないかでしょうか。
（加藤審議官）そういうことが技術的に可能なのか問題にわかりませんのと、あと92km範囲内で計算した結果の一番低い児童の甲状腺の線量は100mSvであります、これはしたがいまして、本来であれば1,000mSvがどれくらいの範囲であるかというのを見るのが、防護措置が適切かどうか見るのに必要なわけで、それは30kmの範囲はもう十分収まっていたわけでありますので、92kmの範囲をお示しすることで防護措置が十分であるということが十分お示しできていると考えております。

細野補佐官 私どもから追加で申し上げますけれども、小佐古参与からは、SPEEDIを早く公開するようにという話は、確かに再三あつたんです。ただ、この場でも御説明申し上げましたが、放出处が明確にならない中で、公開するに足る情報にならないという判断が関係者の中にあるって、なかなか出す状況にならなかつたということなんですね。今、SPEEDIがどうかということに關していくと、恐らくここは小佐古先生もわかつておられるのではないかと思うんですが、既にこれだけ実測データが出ておりますので、そぞれなりの効果があつたわけですから、その時期に機能しなかつたということにおいて、SPEEDIが本来持つべき機能は、予測いうことで十分なモニタリングができる新しい時期に小佐古先生がこうして厳しく評価をされているのは当然なんですが、今からこういったことなどを公開することに、シミュレーションをまた新たにすることにどれぐらい意味があるかということについては、率直に言って疑問があるというか、それほど大きな効果のある情報は期待できないという状況だと思います。

○記者 済みません、繰り返しますが、そこで十分に情報公開をしていくという考え方でよろしいですか。

（仙井和江口）えへへ、この辺はほんと目に見えるところが、が確実な情報になるのではないかと思います。おっしゃるところです。

○記者 わかりました。
○司会 ほかにござりますか。

マイクがちょっと聞こえづらいんですが、昨日は合同会見がなかったわけだけれども、毎日やるのがいいのかどうかという問題はあるにせよ、ないことで、ではデメリットがあつたのかといふと、どうもそういうふうにも見えないので、なぜないという判断になつた。○記者

のか。それから、あるなしといううのは、どういう基準を持つて決められているのか。それを1点整理していただきたい。

それから、そもそもこの合同会見そのものが、だれによつて望まれて、具体的にだれがどう決めてこうなったのかといふのを改めて開示してほしいと思います。今のところ、これは意見はあるかもしれません、連日4時間、今回は何百枚という資料を渡されて、だんだんと実のある対話もできているような気もしなくもないですが、今まで過去のばらばらにやつていたよりも詰められれているともとても思えないでので、ではなぜこんな一元化をだれが臨んだのか、それをちゃんと開示してください。

○細野補佐官 一番強い声としてありましたのは、与野党の協議を幹事長のレベル、実務者の協議でやっておりまして、そこで幾つかの政党の皆さんから、一元化をして、しっかりと情報発信した方がいいのではないかという意見を見を再三にわたくつていただいてまいりました。これが1つです。

もう一つは、海外のさまざまな報道の皆さんの方から、なぜ日本はこんなに記者会見が

たくさんあるのかということについての疑問の声をいただきました。あとは、私個人に対しては、果たして政府がさまざまなことについて本当にコントロールできているのかという声を、これは有識者の皆さんから数多くいただいてまいりまして、そういう皆さんの声を受けて、一元化すべきではないかと考えたということです。

日邦さんのがうしあつている、たけいが真正面目がて目へは、て ブラノガをえりこ、て
でも、与党内でもいろいろと申し上げても仕方がないと思うんです。これ以上申し上げて
も意味が余りないと思うんですが、そういうふた皆さんの声も受けで、私の責任で一元化を
しようということで提案をしたという経緯でございます。

との関係も含めて、このゴルデンイーク中はもう少し、勿論我々は休んでいるわけであります。恐らくここにいるメンバーは、3月11日から1日も休まず正在していると思います。私も勿論、昨日を仕事としておりました。そうした業務との兼ね合いの中で、この間の1つのバランスのとり方として、1日置きはどうかということについて提案を申

もし、この場所で1日置きとというのを一昨日提案したときに、どなたかでも連日やれといふお話を出れば、そういうと思っておったんですが、一昨日、そういう話を司会者の方から出したときに、どなたからもそもそもそういう御提案がなかったのですから、それでは1し上げたという経緯です。

日置きにとまつて判断をさせさせていただいたといふことございます。

○記者 一元化に対する賛成する意見というものは、そんなになかったわけですね。

○細野補佐官 今、後ろから説明を受けたところだと、『 』さんが一元化についてコメントをされたということでおざいますが、個人的に私の懇意にしている記者の方に何名か相談をしてしまったところ、皆同じをいただいたい方ばかりでした。

○記者 反対された方もいらっしゃったんですねか。

○細野補佐官 私自身のところに直接反対して来られた方は、いらっしゃいませんでした。

○記者 個人的な感想をお伺いしたいんですけど、4時間を連日やって、何百枚も資料が出るという会見が普通の状態だと思っておられますか。

○細野補佐官 さん、余りこれを長々と議論しても建設的ではないものなのかということは政府の方針です。加えて、総理も早い時期に一元化できないもののかということについて、補佐官である私に対してそういう要請がございました。

ですから、一元化のか意見そのものは、さまざま必要な要請も含めて政府の方針ですので、その中でどうやってそれをより効率的で、実のあるものにするのかということについては、さまざまなコミュニケーションを記者の皆さんとさせさせていただけるのはありがたいことだと思います。

○記者 私は議論を求めたわけではなくて、感想を求めるんですが、そう聞こえませんでしたかね。連日4時間、資料が何百枚という会見が実のあるものになつている、または意義あるものになつているかどうかという感想をお伺いたいんです。

○細野参事官 実のあるものになつているかなどうかということで申し上げれば、私はこうしてさまざまなコミュニケーションを皆さんとの間でとれて、情報発信ができるということとは、大変意味は大きいと思っています。

○記者 もう一点。昨日ですか、菅総理が地下のタンクを増設するということを漁業連の代表との懇談でおつしやられて、それについて、この会見で、東電さんや細野さんからそちらからの説明として、それにについてのお話がなかつたように思っています。それがなぜかということと、一番最初の会見のときには、私を信じてほしいとおつしやられていたにもかかわらず、なぜ自らおつしやるということをしなかったのか。その理由も教えてください。

○細野補佐官 済みません、総理が漁連の皆さんとの間でそういう対話をしたということですか。

○記者 はい。

○細野補佐官 総理自身がそういう発言をした、もしくはそういう報道があつたということを、この会見に臨むとき、私の方は存じ上げなかつたので申し上げませんでした。それで、その後認をしました。そうしましたら、総理としては、46mという話は確かにしたようですが、そこにタンクをという話はしていないということです。
恐らく、これは必ずしも専門的な知識を持つておられるわけではないので、何らかの取り違いがあるって、全漁連の皆さんの方からそういう情報が出たということのようござります。

○記者 しかし、あのときの会見では、否定をされていなかつたようなんですが、これはまだ検討だから、出す状況ではないともともと判断されていた話だったということなんでしょうか。

○細野補佐官 コンクリートで止水をするという話は、もう既に馬淵補佐官の方からもさまでまだ説明をしておりましたし、そういうことを検討しているというのは、勿論私もさじておりました。

ただ、あのときは遙へいの話をしたときだつたかと思うんですが、私もたしか口頭で説明を申し上げたかと思うんですが、隠すという意図は勿論全くありませんし、もう既に何度も説明をしているということです。

総理の発言にそういうのがあつたのではないかという、若干そのやりとりの中で行き違ひがあつたのではないかということを御説明申し上げましたが、そういう意味では、勿論隠す意図はないし、十分説明をしていいこうと思つているものの1つです。

○記者 長くなつてるので申し訳ないですが、もう一点だけ。

今回の会見で、子どもの20mSv問題というのが会見でかなりの割合を占めているわけではありませんが、これについて細野補佐官は管轄外、確かに法律上そういうことは重々承知の上なんですが、そうであれば、やはりこれまでの会見でも、ほとんどの会話がかみ合っていないケースも大分あつたようなので、例えば責任ある方、もしくはちゃんと対応できる方、専門の方とかを連れてくる。管轄外とおつしやられるかもしませんが、そいつた対応を合同会見という場を開いておられるのであれば、逆にどるのが普通ではないかと思うんですが、その辺はできないんでしょうか。

○細野補佐官 いろいろ検討してみたいと思うんですが、一番初めの会見は出でていただけであります。私が議論を始めたわけではなくて、感想を求めるんですが、そこは役割分担をしたいということを申し上げたんです。つまり、この原子力発電所をめぐる事象であるとか、そこから例えば出てくる放射能の状況についての説明はこの会見でしたいと。その結果として出てくる、例えは食べ物の問題とか、学校の問題は、ここではカバーし切れないでの、厚生労働大臣や文部科学大臣のところでやりますということを申し上げました。

そして、今の学校の問題については、まさにそこで説明を申し上げた文部科学省の方が所管でございますので、そちらの関係で、恐らくかなりやりとりが行われて、その中で政府としての説明が行われているのではないかと思います。

○記者 すべてをカバーするのには難しいので、そこは一定の役割分担をしているというふうは非わかっていますので、ということになるんでしょうか。

○細野補佐官 そこまでは、これはやりとりでございますので、感想も含めて一切聞くならないことは申し上げられませんので、御質問いただいたところについては、私の答えられる範囲でできるだけ答えるようになります。

○司会 そろそろ次の方でよしいですか。

○記者 東電の津波、余震対策の関係なんですかと、それに伴う

津波に備えるということなんですが、このM8程度の余震というのには、どこの予測を基に

対策の基本にされたのでしょうか。まずそれを教えてください。

○松本本部部長代理 こちらは、気象庁様ですか、各機関の専門家の方が、今回のM9の地震の余震として、もう少し東側の方で8級の余震があるという見解を受けまして、今回の津波想定という形でさせていただいております。

○記者 そこで仮設の防潮堤なんですかとお聞きしたいです。

○松本本部部長代理 今回予測しておりますM8級の余震が発生いたしましたとしても、津波の高さは10mには及ばないと考えております。今回は、この地図で申しますと、いわゆる発電所にございます防波堤のことから津波が押し寄せてきた場合に、駆け上がつてきで、陸上の方に遡上するということで、1号機から4号機側の建屋のエリアに水が来る。

○記者 1、2m程度浸水すると考えておりますので、この海拔で申しますと、10mのところに1、2m程度のいわゆる仮設の防波堤、防潮堤をつくるという計画でございます。

○記者 それと、この工法なんですかとお聞きしたいです。これは過去に仮設の防潮堤とかでこういった何か実績みたいなものがあるのでしょうか。

○松本本部部長代理 防潮堤ということでの実績はちょっとわかりませんけれども、いわゆる洪水が起こった際の河川の復旧工事等でこういった金網に石を詰めたものを並べるということはかつてあつたということでござりますので、今回初めて使う工法ではございません。

○記者 例えば強度の。

○司会 済みません、この後、細野事務局長への質問につながると考えてよろしいですか。

○記者 わかりました。では、ここで一旦あれします。

あと、トレンチの方なんですかとお聞きしたいです。これは既にやっているものも含めて、トレンチの入り口だけをコンクリートでふさぐということでよろしいんでしょうか。

○松本本部部長代理 はい、そうです。

○司会 ほかにござりますか。

では、そちらの方。ほかにはいらっしゃいますか。では、2番目に後ろの方。

○記者

被爆リンパ球の減少についてお伺いしたいんですけども、子どものことでも、作業されている東電の方も、今の水準の被爆といふもので、要するにリンパ球が減少するということでのいろんな障害というものが懸念されていると思うんです。まず細野さんにお聞きしたいんですけど、子どもたちについてのリンパ球が減少したり、そういうたった問題が生じていないか調べたり、いろんなものを飲んでもらうとか、例えばβグルカンであったり、黒ごまであります、ハイチオールCみたいなものがあつたり、そういうものの対策ができると思うんですけど、そういうことを考えていらっしゃるのかというのとをまず細野さんにお聞きしたいです。

○加藤審議官 浩みません、ちょっと質問の御趣旨があれただったんですね。

○記者 だから、被爆によってリンパ球が減少するということの問題があるわけですね。そのことによって免疫の阻害であったり、そういうことがあるので、そのことに 대해서、今まで子どもたちのことなどで、そういうことが起こらないかとか、起こっていないかとか、やるのか。そしてそれに對していろいろなものを飲んでもらうとか、そういうことを考えているのかとお聞きしたいんです。

○加藤審議官 今、お話しに出来ましたリンパ球の数の変化などが出来ますのは、受けた放射線の量として数百 mSv のオーダーであります。今回の状況では、避難になった区域あるいは計画的避難をこれからやつていただき区域では、それだけの被爆線量は出ておりません。

また、学校の方につきましても、3.8 μg/h であるところで、実際の学校の生活の状態を見ますと、年間 20mSv はまずいかないだろうということになりますから、今回の事態において、場所を問わず、少なくとも敷地の外においてはリンパ球に変化の出るような被爆といふのは起こらないと考えております。

○記者 感受性の問題で当然あるわけですね。それはないと言いつけるようなものなんですか。例えば今、そういうたった懸念があるわけではないですか。そういうたった心配を保護者の方はしていらっしゃるわけですよ。では、そうなつていなかとか、調べないとわからなさいこともあります。

○加藤審議官 そこは放射線生物学あるいは放射線健康管理学の世界におきまして、リンパ球に変化が出来るような線量というのは、子どもさんの場合でも数百 mSv のオーダーであるというのは通説であります。

○記者 だから、通説だからといって、全くそのままでいいんですか。それは津波の問題と同じようなことなのではないですか。それは全く検討しないということでおろしいんですか。

○加藤審議官 リンパ球の変化が出来るようなものは、確定的影響と言われております。そういう変化が起るのには閾値があるということが国際的にも認められた科学的な知見であります。

○記者 ですから、それは感受性とは何ら関係ないんですか。

○加藤審議官 感受性を考えたところで、リンパ球の変化のような確定的影響というのは、数百 mSv のオーダーからでしか起こらないということになります。

○記者 だから、通説と言われましたけれども、何かそれは法律の通説みたいな言い方なので、あいまいですね。あなたは責任を持つて、それは絶対にないと言いつけるんですか。

○加藤審議官 國際的に認められている科学的な研究の結果から見て、それは間違いくと言えると思います。

○記者 ではないんですね。日本国政府として、絶対に子どものリンパ球が減

少するような被爆はあり得ないということですね。

○加藤審議官 今回の事態では、数百mSvに及ぶような被爆は敷地の外において、一般公衆については起こらないと、起こらないと考えております。

○記者 日本国政府の見解はそれでわかりました。

それと東電さんにお伺いしたいんですけども、同じことで、結局のところ、今回被爆されている方のリンパ球の減少はあり得ると思うので、それがこれかいろいろなことの問題としてあるのではないかということなので、そういうことを今、調べたりするのか、今、医者が実際にいらっしゃるのかということも聞きたいんです。

○松本本部長代理 私どもとしては、事故時被爆ということで、250mSvをしつかり管理していくということと、産業医の先生方の健診診断ということで、適切に管理したいと考えています。お医者様はいらっしゃいます。

○記者 減少ししているかどうかということを調べることはあるんですか。

○松本本部長代理 今のところ、まだ血液の検査まではいたしておりません。

○記者 例えば先ほど言ったように、実際問題、βグルカンであつたりとか、黒ごまであつたりとか、ハイチオールCであつたりとか、そういうものを飲んでもらえれば、少しは後に立つかなと思いますし、実際、放射能だけではなくて、そういう了一般的に免疫をつけてもらいたいような作業状況だと思うんですけれども、それは検討していただけないでしょうか。

○松本本部長代理 こちらは、先ほど原子力安全委員会さんのお話にもありましたとおり、250mSvで管理されている以上、健康への影響は直ちに現れないと思っております。

また、必要なヨウ素剤といった甲状腺の被爆対策ということについては、服用しているところです。

○記者 先ほど言ったのは、リンパ球の減少などに効果があることを書ったわけですね。要するにハイチオールCであつたり、βグルカンであつたり、黒ごま。そういうものは、放射能の問題だけではなくて、作業員の方の衛生の問題として別にやってあってもいいのではないかなど私は思っています。

○松本本部長代理 いわゆる被爆の防止という観点では、線量の管理をしつかりするということと、作業員の方の休息場所ですか、そういうお食事をとするということにつきましては、きちんと提供させていただいていると思つています。

○記者 では、先ほど私が挙げたものはそれなりに効果があるので、もしできるのであつたら、検討していただけませんか。

○松本本部長代理 はい。御意見として承らせていただきます。

○細野補佐官 私に質問をいただきましたので、早い段階で飯館村では小児甲状腺のそういう調査というか、しつかりどうなのかという実態調査をしております。いろんな科学的な見解は確かにあるんですけども、本当に大丈夫なのかどうかというごとにについては、国がしつかり責任を持って、さまざまなおことを調べるべきだというお考えには、私も全く

賛成です。だからこそ、飯館村についてはやつておりますので、そのことは簡単に御説明いただいた方がいいと思います。

○加藤審議官 先ほど、済みません、SPEEDIの関係の質問がありましたときに、私は小児についてヨウ素剤投与の目安が1.000mSvだと申し上げましたが、100mSvです。

それで、環境モニタリングデータから放出源を推定して、小児甲状腺の線量がどれぐらいかというのをさかのぼりで計算したものをお3月23日に出しました。それを見ますと、飯館村などでは、この100mSvの領域のレベルにいたわけです。ただ、この時点では、放出源情報も非常に3点だけのモニタリングデータから推測しましたので、ばらつきもあるだろうということで、併せてこの飯館村などのお子さんの甲状腺の線量、甲状腺にもし要素がたまっていることで、そこから出た放射線が外から検出されるはずだという考え方には立ちまして、そういう測定を行いました。

その結果でありますけれども、簡単に申し上げれば、問題となるようなレベルのお子さんは1人もいなかったということになります。スクリーニングレベルを決めて、約1,000人のお子さんについて行いましたけれども、いわゆるスクリーニングレベルを超えたお子さんはいなかったということになります。

○司会 時間もあるということでございますので、今日の説明事項につきましての質問も併せて受けさせていただきたいと思います。

それでは、前の方にお願いします。

○記者 済みません、私、先ほど当たっていたんですけれども。

○司会 失礼しました。

○記者

補佐官に対する質問です。政府として、100mSvの放射線を被爆した場合に、疫学的に1,000人中何人の。

○細野補佐官 済みません、もうちょっと大きい声でお願いします。ごめんなさい。

○記者 政府として、疫学的に100mSvの放射線量を被爆した場合に、1,000人中何人の方ががん死すると認識をされているのでしょうか。

○細野補佐官 恐らく100mSvというのは、いろんな意味でちょうどそういう影響が出てくるのではないかと科学的に言われているレベルでございますので、腫瘍率だとかいうのではなくて、そういう割合ががんになるとかいう数値ではなくて、そういうことがどれくらい可能性が高まるかということについてのさまざまな分析があつて、それをどう政府として考えるのかというレベルの話になるかと思います。

そういう非常に微妙な判断になりますので、私が答えるよりは、安全委員会の見解を聞いた方がいいと思います。まず、そちらの説明をお願いします。

○加藤審議官 国際放射線防護委員会では、要是、放射線を受けた場合、がんの発生がどうなるかということは、非常に確率的な現象なんですねけれども、被曝線量が数百ミリから上ですと、浴びた線量とがんの発生度合いが増える増え具合の間に比例関係があります。

- これは長崎、広島の被爆者の追跡調査から、それが明らかであります。
- 一方、そこから下については、疫学調査からはどちらだかよくわからぬ。それから、生物学的な研究からも、必ず因果関係があるのかどうかはっきりしていないといふ状況です。そういう状況下で ICRP の方では、放射線防護という目的から、そういう低い線量でも、線量とがんなどの発生確率の間には比例関係があるだらうということで、十分安全側の発想に立って、放射線防護の基準をさまざま決めているわけです。
- そういうたった際に、いわゆる線量が 1 単位増えた場合に、がんの発生確率がどれだけ増えかかるという数字をさまざまな研究成果から導出していますけれども、最近の 2007 年の ICRP の勧告では、1 Sv 増えれば、そのリスク係数というものが 5.7×10^{-2} ですから、0.057 増えるということを提倡してござります。
- 記者 つまり、1 Sv 増えると 5 %、100mSv だと 0.5 % といふわけですね。
- 加藤審議官 100mSv ですと、そのリスク係数が 0.005 になるということです。
- 記者 0.5 % ですね。まあいいです。
- そういうことを政府としてきちんと把握された上で、一定の数値があることを前提にあらゆる施策をしなければならないのに、先ほど細野さんから適格な回答が出来なかつたことについてショックを受けているんですけれども、それに関連して、官邸のホームページの Chernobyl 事故との比較といふところで、Chernobyl で現在までに 16 人が亡くなつたという記載があるんですが、実際に Chernobyl で亡くなるであろうということで予測されている人数は何人だというふうに安全委員会の方では把握されているんですか。
- 加藤審議官 安全委員会の方とでは、Chernobyl の事故の処理に当たりまして、急性被爆で死亡された方、消防士などでおられましたけれども、国連の放射線影響委員会の報告で 28 人となつていて承知しております。
- 記者 WHO の方でも関与したフォーラムの方で予測値も出していると思うんですけども、予測値は何人ですか。
- 加藤審議官 済みません、今、その数字は持ち合わせおりません。
- 記者 予測値は 4,000 人なんですね。4,000 人なんですけれども、なぜ官邸のこのページに 4,000 人ということが予測されているといふことを書かないで、単に十何人が亡くなっているということしか書いてないんですね。これは安全だということを強調している、むしろ官邸自ら危険性を的確に情報提供しないということではないですか。この点について、細野さんどうですか。
- 細野補佐官 28 人という数字は、今、こうした問題についてのさまざまなもの、28 人というのは客観的な事実として国際的認知をされていると承知しておりますが、多分御指摘のレポートは、見解も含めてアドバイザーをしておられる専門家の方々が、こういった見解を持つておられますよということについて公開をしたものなんですね。ですから、そのレポート自体は、政府としての見解というよりは、専門家でいろいろアドバイスをいただいた
- 一端を紹介させていただいたという理解で私はおります。
- 記者 そうであるならば、政府として、この同じレポート、同じフォーラムの方で亡くなる方が 4,000 人という評価をしているんだといふことも併せて書かなければ、これは結局安全だ、安全だといふ方向のデータばかり出るのは、極めて不誠実だし、国民に対して害を与えることはあっても、益を与えることはないと思うんです。
- 細野補佐官 チェルノブイリは他国で起こった事故ですので、それについて日本が独自の評価をいろいろするということではないんだろうと思うんです。むしろ問題は、今回の東電の福島原力発電所の第一のこの問題については、安全サイドに立った楽観的なデータなどを並べることはある程度のほかでございまして、厳しいデータをまずは最優先で公表して、その事実を皆さんにお知らせをし、できるだけ安全サイドに立った判断をすべきだと思います。その点については、今、御指摘のとおりだと思います。
- 記者 済みません、ちょっとしつこいようなんですねけれども、先ほど言った官邸のページというのは、WHO など 8 つの国際機関が合同で発表したということで書かれているんです。そのままに合同で発表したデータの中に 4,000 人が亡くなるであろうと書いてあるんです。その部分だけ落としていることが問題だと言っているんです。私は、日本が Chernobyl 事故を独自に評価しておられたわけではなくて、国際機関が評価している数字の少ない数字だけ出して、高い数字を出さないことにについて、これは不誠実だと言っているんです。
- 細野補佐官 済みません。私も改めて確認をしますが、政府として 28 名という数字 자체は、再確認をして出したものでござりますので、その限りにおいては間違っていないと思います。
- 4,000 人という数字がどういう形で評価をされているのかということについては、確認をさせていただきたいと思います。
- 記者 よろしくお願いします。
- 司会 では、最初にそちらの方。2 番目にお願いします。
- 記者 細野補佐官に 2 つあります。1 つは、先ほど少しお答えされかけましたが、WSPEEDI。SPEEDI より広域な拡散予測についての WSPEEDI の運用実績と、もし実績があれば、データの公開をどうするとお考えになつてあるのかというのが 1 点。
- もう一つは、郡山市の学校の土砂の除去についてです。それを前向きに受け止めしていく必要があるとおっしゃられましたが、結局は土砂をどこに持っていくかというのが気ならなければ、結局は放射線量が高いものが校舎の隅に集まつているだけで、根本的な解決にならないなくて、前向きな動きとして広がつていかないのかなと思うんです。
- 例えば土の持つて行き方、先ほど法律的な解釈の問題があつて、非常に難しいというお話をあって、敷地から外に出すのは難しいかと思うんですが、穴を掘つて処理をするとか、何かそういう処分の仕方を政府として示さなければ、これは前向きに広がつていかないと思

う指示書が出たと承知をしております。

このことをやることによって何らかの危険性があるのであれば、そこはその危険性を取り除く努力はしていかなければならないと考えています。今の時点ほどいう危険性がついて、何をするのかということについて、すべて述べることができる状況まではきておりませんが、この報告を東電から受けた後に、保安院なども含めてどういった対応があるのかということについてはしっかりと検討した上で、また皆さんに御報告を申し上げたいと思います。

そして、ほかのやり方はどう考えているのかということなんですが、さまざまな方法を検討しなければならないとこれまで思ってまいりましたし、今も思っております。具体的に申し上げますと、1号機は比較的、水で満たすとというこのやり方が可能性として高いのではないかと思つてまいりましたが、例えば2号機についてはサブレッション・エンバガードも被損しているということでござりますので、簡単には水か上がつていかなことが想定をされます。

グラウトという方法で、水漏れがないような状態にするべく努力をいたしましたが、それが完璧にできるかどうかも十分検証できていないわけではありません。そこで、この水を満たさなくとも冷却できる方法はないだろうか。例えば熱交換機を外に付けるといふことをやつているわけでございまして、これは必ずしも、この水で満たしている状態をすべて前提としなければできません。そのほかの冷却の在り方にについてもさまざまな可能性を探つておりますので、このルートだけを今、考えて、この工程表をつくつているわけではないということは御理解をいただきたいと思います。

実際、このいわゆる道筋の中でも、目標1で安定的に冷却できている。対策9で燃料域上部まで格納容器を水で満たすと書いてあるわけありますけれども、リスクといたしまして、水を満たす過程でタービン建屋への流入水の増加ということについても書いてございました、このリスクが頭在化することも、可能性としては私どもはあらかじめ踏まえているということです。

○司会 では、ほかにござりますか。

そちらの女性の方と、その後ろの男性の方。

○記者

細野さんと松本さんにお伺いしたいのですが、よろしくお願ひします。
まず、今回発表のあったトレンドチをコンクリで入口を埋めるという話についてなんですが、これは3月の下旬に立坑とタービン建屋で次々と高濃度のたまり水が見つかって、今、なぜ埋めるのかというものが、なぜ今日のタイミングなのかというのがいまいちわかりかねるのですが、その辺りを教えていただきたいのと、どこかからふれないのかという不安はあるかと思うんですが、それはないならばどうしてなのかというのも根拠も併せて細野さんにお願いします。

もし技術的なことで松本さんの方からコメントありましたら、それも併せてお願ひいた

します。

○松本本部長代理 まず、これまで立坑のところの処置に関する検討させていただいているという段階で発表が本日になったということがございます。

その理由につきましては、まず1点目は、御存じのとおり、2号機の高濃度の汚染水が発見されて、この2号機のところを経由して取水口まで出たということもござりますので、立坑を通じてタービン建屋の環境への流出経路になり得るということで、こちらについでは何らかの措置が必要だらうというふうに前々から考えていたのが1点。

もう一つは、今後の最大のリスクといたしまして、余震に伴う津波だらうということが考えられて、今回、津波が再度襲われるということになりますと、この立坑の中へ外の海水が立坑を通りてタービン建屋の方に押し上げくるという可能性もあつたことから、この立坑につきましてはふさいでおこうということで判断したるものでござります。

○細野補佐官 流みません、上塗りのような話になつて恐縮なんですねけれども、これまで

はこれまで議論してたんですが、これは線量が非常に高いということもあって、なかなか難しいということで議論していただきたいです。

その中で、率直に申し上げると、この津波に対する危機感が非常に私どもの中で高くなつたのは、4月11日の大きな余震が来て、これはまた何があつても備えなければならぬといふことです。むしろこの立坑の中に入らないようにするのが最もいいのです。

そして津波対策としては、余震対策、津波対策は本当に乗り出したという経緯がござります。私はいかかで今回こういう形で提案させていただいたということでござります。私の知る限り、この立坑を埋めること自体は、つい最近検討されるようになつてきたということではないかと思うんです。

○松本本部長代理 もう一つの御質問でございますが、その影響はどういうふうな形になるのかということをございますけれども、まずは立坑を埋めますので、これから立坑を経由して環境の方へ流出する、外の津波から立坑を通じてタービン建屋に入つてくるということがあります。リスクとしては相当低減できるのではないかと思います。

ただし、御指摘のとおり、今、立坑にたまっている水の行き先がなくなるのではないかという御懸念もあるうかと思いますが、そちらにつきましては、タービン建屋内の水位をきちんと監視することによりまして把握したいということと、勿論、引き続きタービン建屋の周りのサブドレンの水質の分析を続けることで、タービン建屋にたまっている水が地下水を経由して外に出ていていいのかというような確認はやっていきたいと考えています。

○記者 今の補足で2点なんですが、そうすると、3月、タービン建屋と立坑のたまり水が見つかって以来、言い方は悪いですけれども、ピットから水が漏れてその対処に追われていて、そういうするうちにやつと止めたら、4月11日、余震があつて、津波

は怖いねという話になつて立坑も埋める必要があるのではないかという話が浮上してきたという理解でいいでしょうか。

あと1点、今の松本さんのお話で、立坑をこれでふさいで行き先がなくなるとして、タービン建屋の監視、サブドレンの評価は、それはそれでしなければならないことかとは思っているんですけども、それ以外に漏れる可能性があるあるかないかというのは調べられないんでしょうか。そして、その結果はどうだうたんだでしょうか。

○細野補佐官 前段の1問目、おっしゃったことをそのまま受け取ると本当に場当たり的にやつてきたように聞こえるかも知れないと、現実問題としては違うことをやってるわけです。つまり、水が出ないようにする措置について立坑でいろいろやつてきたと。それはそれなりに努力をしたものだからなんとか皆さんには御迷惑をおかけしましたけれども、止めることができた。今度は海から水が押し寄せてくる方の話ですので、それはそれで別途対応しなければならないということで今日こういう形でふたをしようということを出させていただいたんです。

もつと前に津波对策をやっておくべきだったのでないかという批判はあるうかと思いますけれども、現実問題としては極めて厳しい中で少しづつ階段を上つてしまひましたので、これまで来たので、それこそ可能性があるとすれば津波があるとか余震に対してもやらなければならぬといふことで、新たな措置として、今とにかく一つひとつ懸命に取組んでいきたいことです、そこは是非御理解をいただきたいと思います。

○松本本部長代理 後者の方の御質問でございますけれども、配置図のいわゆる海面から低いところ、4mの位置に開口ましては、今回の立坑をふさぐことによりまして、建屋の方から流れる経路はこれでつぶせるというふうに思っております。

○記者 別の質問もあるので余り長引かせたくないのですが、この技術的なことは後で聞きます。申し訳ありません。

次に4号機の今日発表のあつた支柱とコンクリートの話なんですけれども、これは耐震性の安全性を評価している最中だけれども、安全裕度を上げるために工事をするんだと。これは聞きようによつては余り状態がよろしくないのでとにかく今できる工事はやっておこうとも感じられるんですけども、4号機の現状に対してどのように評価しているか、もしできれば細野さんにお願いします。

○松本本部長代理 まずは東電の方からお話をさせていただきますと、現在の耐震性の評価につきましては、解析モデルを使いまして耐震性の評価を実施しているところでござりますが、簡便なおおよその評価ではほとんど大丈夫ではないかと思っております。ただ、完全な解析結果が出るまで待つということではなくて、耐震性の余裕をできるだけ早く持たせないというのは余震がいつ起こるかわからないということを考えますと、早

くやっておくべきだろうということで、今回5月を目指して着手するということです。

○細野補佐官 私からも補足をいたします。3月の時点です4号機を含めた耐震性につきましては、簡易なしかりと評価をした方がいいだろうということでおつたんです。

その時点では、これであれば大丈夫ではないかという評価をしておりました。

ただ、政府としては、あらゆる事態に備えなければならない、しかも、最悪の事態にも対応できるようにしておかなければいけないだろうということで、最悪の最悪を考えたときに、4号機のブルルというのには一番燃料の数も多いですし、しかも新しい燃料が入つているということで、絶対にここをそこそ国民の皆さんに御心配をいたただくな状況にしてはならないということで、真っ先に取り組もうというふうに考えたということです。

ですから、危ないから心配であつても何かということではなくて、健全性はある程度確認ができるつあると考えていますが、万が一、最悪のケースに備えてやつておつたことでもござります。

○記者 済みません、長くなつて申し訳ないです。これで最後です。

また別のことなんですかとも、今日、午前中の東京電力のレクで、250mSvに極めて近い240mSvの外部と内部を合わせた被曝の方がいらっしゃるという発表がありました。これに対する細野さんの受け止めと、それに併せて、昨日の小佐古参与の会見ですと、被曝限度を再引き上げの議論が始まつてゐるというふうにおつしやつています。これに対する事実確認。

これに対しても、モグラたたき的、場当たり的な精査決定ではないかといふうに小佐古参与はおっしゃつているんですけれども、そのことに対する受け止め、以上、3点、駆け足ですが、よろしくお願ひします。

○細野補佐官 まず、250mSvに近い方が見つかつたといふうに小佐古量でございますので、非常に深刻に受け止めなければなりません。ただ、その方自身は、足が水につかってしまったという方だと承知しておりますので、通常の作業をやつている作業員がそういう線量になつてゐるという状況とは少し違つんだろうと思つています。

ですから、これから放射線の管理はより厳格にしていかなければなりませんし、何人かの限られた人たちに集中的にそれこそ放射能の量が上がつていくという状況は好ましくありませんので、東京電力と相談しておりますのは、できるだけ人数を確保して、低い線量で継続をして作業できる環境を整えるべくやつておりますので、今回のこととはそういうことを進めるきっかけにできればいいのではないかと思っております。

250になつた経緯ですが、この事故が発生した直後に100mSvから250mSvに上げたというのは恐らく皆さん御存じのとおりです。そのときもさまざまなる議論があつたわけですが、非常に保守的な基準として100できだのを、こういうさまざま自体がこれから起こ

り得るだろ？という状況を想定して、かなり厳しい判断として 250 にしたという経緯でございます。

よろしいですか。

○記者 ごめんなさい。聞きたかったのはそのことではなくて、今、また再引き上げの議論が始まっているというふうに小佐古参与は昨日の会見でおっしゃっていたんですが、250 から更に引き上げる議論というのはあるんでしょうか、ないのでしょうか。

○細野補佐官 そのお話をこれからしようと思つております。ですから、私が申し上げたかったことは、100 から 250 にこの事故があつてから引上げていますので、少なくとも今の政府内の検討状況でいけば、250 というのも相当平常時からすれば高い線量なわけですね。それを引き上げるという対応をするよりは、むしろこの範囲内できまるだけ多くの方々に関わっていただくことで、250 までいかなくともしっかりと問題を乗り越えられるような対応をしようということに議論は集約しております。したがいまして、今、政府内で 250 を 500 に上げるという検討が行われているという事実はないという事実はあります。

○司会 後ろの男性の方。

○記者

細野さんは 20 分までですか。

○細野補佐官 はい。どうぞ。

○記者 済みません。先ほど経産省の方から水槽作業に関する 67 条の報告書を出すようにお話をあつたようですが、4 月 4 日の汚染水の放出に関して、これは東京電力の判断というよりは、基本的には経産大臣の方の主務省の判断で出されているものなので状況は違うと思うのですが、こういった形で 67 条を適用して、汚染水放出のときの経緯を出すような考え方というものは、本来、保安院の方に聞くべきことなんですが、政府としてはそういう考え方があるかどうかというのをお聞きかせいただきますか。

○細野補佐官 済みません、御趣旨が。もう一度お願いできますか。

○記者 67 条というのは必要にするに起つたことを報告書として速やかに出すようにというものだと思うんですが、4 月 4 日の汚染水放出のときに、経緯がかなりありまいかたちさんあり、そのときの状況がわかつていないので、こうしたことを政府としてどのように考えて、例えば 67 条のような報告書というような形で出させることがあるのかどうかお伺いできますか。

○細野補佐官 今回の報告は、むしろどういう状況があるのかということを、これからだんだん水位も上がりますので、あらかじめしっかりと確認しておくという趣旨の報告を求めているものだと承知しております。昨日、海江田大臣と夜この議論もしたんですか、これは日本にとって初めての経験ですので、どういったことがあり得るのかというごとにについて、可能性をしつかり探つていくべきだらうというこの件でこういう報告がなされるべきだという判断を大臣自身がされたと承知しております。

ですので、水を出したときの報告とはかなり質的に異なるものでございますので、これ

はあくまでさまざまな可能性を探る意味でやつてあるということで、まずいことが起つたのでそれに報告を求めるというものと少し違うものと御理解いただければと思います。

○記者 そういう意味では、水を出したときの経緯というのも日本で初めてのケースだと思ふのですが、詳しく述べが明らかになつていないので、これは細野さんの方から御説明いただきごとくというのは可能でしょうか。

○細野補佐官 私も水を出したときの経緯は、ずっと関わつておりましたので、ある程度承知しておりますが、この経緯については少し事実関係をまとめて報告させていただきます。中途半端な事実確認で報告すると皆さんに御迷惑をかけますので、改めてやらせていたらしくということでよろしいでしょうか。

○記者 わかりました。1 つ確認ですが、事実関係をまとめなければいけないということは、現状では余り詳しいことといふのが時系列できちんと整理がまだできていないという感じなんでしょうか。

○細野補佐官 保安院の方である程度整理をしているところでござりますので、保安院の方からまずは説明をさせていただき、必要があればそれを補足する形で私も御報告したいと思います。

○記者 よろしくお願ひします。

○細野補佐官 済みません、副議長から議会の方で御下命でございますので、少し席を外しまして、私の予定が終わつたときに継続しているようであれば帰つてしまりますので、大変恐縮でございます。よろしくお願ひします。

○司会 それでは、続きまして、奥の男性の方と 2 番目、前から 3 番目の方。

○記者

防潮堤のことで何点かお尋ねしたいんですけど、まず第 1 点目が、この防潮堤の対策については、現場からかなり早い段階で早くつくってくれといふような要望があつたと聞いています。しかし工事の作成から 2 週間以上経つて、ようやくこういったものをつくるという公表になっていますが、これまでずっと対策を公表するのから遅れた理由について教えていただきたいのと、2 点目が細かい話ですが、防潮堤のつくる集中廃棄物処理施設とか 3 号機のタービン建屋まで、この部分につくるのはなぜなのかということを聞きたいというのが 2 点。

1、2 号機の方にはつらく 3 号機のタービン建屋から集中廃棄物処理施設のところまでつくるのはなぜなのかというものが第 2 点と、具体的に防潮堤の長さは全長がどのぐらいいなるのかということ。

先ほど高さについては言及がありましたけれども、幅はどのくらいのものなのかなと思います。この程度のものなのかな、教えていただきたいと思います。

○松本本部代理 まず最初の方の御質問から答えさせていただきますけれども、御指摘のとおり、津波がいつ起ころかわかりませんという状況ですので、現場のサイドから最大

のリスク、余震に伴う津波だということは本社のサイドも存じ上げております。それで検討していたというのが事実でございます。

ただ、時間がかかった理由をいたしましては、まず1つ目は、どういった津波を想定するかというところでいろいろ御意見等もございましたし、実際、今回、15mを超えるような津波に襲われたわけですから、実際、津波の想定はどうすべきかとこのようなところで少し時間がかかったということで、今回はまずはマグニチュード8、9の余震を想定するということで、気象庁さんですとか複数の専門家の方が御指摘されているような、今回の震源地から東側のところに余震があるというのを想定としたというのが1点目でございます。

2点目は、現場の状況を確認いたしましたところ、やはり設置位置に瓦れき等の障害物が多くたったということでございりますので、はどういった防波堤、防潮堤をつくっていくかというところで少し時間が必要だったといふことでございます。

当初、コンクリート製の防潮堤をつくるですか、土のうといったようなことをも検討しましたけれども、やはり瓦れきを処理するのに時間がかかるといふことで、瓦れきの上に置けるといふことも考慮いたしましたして今回の金網に石をついたような、詰めたようなものを多數用意してそれを並べていくといふことをが瓦れきの上にも乗りますし、あと工程も短く済むといふようなことで判断した次第です。

土のうに比べて今回の金網によります石を詰めた方が単位体積当たりの重さが重いものですから、いわゆる津波に対する力としては強いだらうということを判断した次第です。

場所でございますけれども、今回想定した余震からの津波は、この絵でいきますと右上の方向から津波が押し寄せてくるということを考えています。したがいまして、現在、ここに開しましては防波堤がございませんので、実際には10mを超えてくるという場合がございますと、集中廃棄物処理建屋の方ですか、4号機のタービン建屋の方に水が週上しつくるということは考えられますので、この白い破線の部分で示されたようなところに今防潮堤をつくるということで考えております。ですから、理由をいたしましては津波が押し寄せてくる方向を考慮したといふことでございます。

逆に左上側につきましては、いわゆる既存の防波堤等がございまますので、今回想定している津波の方向ではなかったといふことでございます。

実際の白い点線の幅の長さと実際に金網におきますどういったじやかごを用意するかにつきましては確認させてください。スペックは後ほど回答させていただきたいと思います。

○記者

4号機ブールの下の支持壁のことでお伺いしたいんですけど、まずこれは具体的には大きさ、数等なんですねけれども、1か所なのでしょうか、数か所なのでしょうか。高さ、幅、厚さ等、ある程度決まっていれば教えてください。

それとSという言葉で表現されていますけれども、もともとリアクタービルはどれくらいの地震の大きさ、加速度に耐えられる設計になつていて、現在、簡易的な評価ではど

の程度まで落ちている。この設置によってどこまで回復できるとお考えか、できればそのgalといった単位を使って御説明いただけないでしょうか。

今、4号機のブールの中では1,500体を超える燃料集合体があると思います。水もあそこは3つブールがあるので燃料ブールだけで結構ですが、大体1,400tほどと思いますが、そもそも燃料そのものが相当多いと思うので、トータルとしてブールの中はどれぐらいの重量さがかかるのかを教えてください。

○松本本部長代理 後半の部分は少しお答えにくい箇所がござりますので後ほどどの回答させていただきますけれども、まず、今回の使用済み燃料ブールへの支持構造物の補強のスペックでござりますけれども、現在、鋼製の支柱に関しましては、大体20cm角の高さが8mのもので30本用意いたしまして、それを柱状というこの絵にかいてあるよう形で使用済み燃料ブールの床とその下の床で支えるというような状態でございます。

コンクリートの壁の方でございますけれども、幅が13m、同じく高さが8mで、厚さが場所によつて違いますけれども、薄いところで1m、厚いところで6mといった壁を現在検討中でございます。

あと天井の部分に使用済み燃料ブールの床の部分と壁の部分のすき間を埋めるということでグラウトをその後注入するというようなスペックでございます。

後半の部分の現在4号機のところの使用済み燃料ブールのSsによります加速度の擺に対する許容値がどれくらいなのかというところですか、今回どれくらい簡易評価のところで確認が済んでいるのかにつきましては、数値を確認させていただきたいので別途回答させていただければと思っております。同じく荷重をどういうふうに見ているのかも併せてお答えしたいと思います。

○記者 30本と今おっしゃいましたけれども、30本並べて壁の数としてはどれぐらいになりますか。

○松本本部長代理 壁の数としては1枚。

○記者 1枚に30本と並ぶと。

○松本本部長代理 はい。

○記者 わかりました。

○記者

防潮堤とトレーンチの立坑のことではなくんですけれども、防潮堤のスペックは先ほどこれからどういうことをおっしゃいましたが、そこににつくる遮水シートについてどういうものののか、どういう状態で施すのかということも教えていただけますでしょうか。

○松本本部長代理 遮水シートに關しましては、いわゆる水を通さないシートでございまして、設置方法は挟む。要はじゃかごを置いたところに隣と隣の間に挟んで置いていくというような形で設置してまいります。実際にどんな遮水シートを使うかにつきましては、まだ決まっておりませんので、今後スペックを決めて調達していくかと思います。

○記者 次にトレーンチの立坑のことなんですか、前段階で想定として津波はマグ

ニチュード8の余震が来て何mの津波が来るかと想定されているのでしょうか。

○松本本部長代理 津波の高さとしては10mには届かないといふふうに考えています。このタービン建屋ですから集中廃棄物処理建屋が建っているところは、海拔で10mありますので、単純に津波が来ただけではそこまで到達しないと思つていていますけれども、津波の勢いで週上してくるということを考えておりますので、そのところに今回の防潮堤をつくつて、週上してきた水が建屋の方に入つてこないということをおねらっています。

○記者 具体的に何mという数値としては今のところはないのでしょうか。

○松本本部長代理 確認させてください。

○記者 トレンチの件なんですが、今回の作業、先ほど最近になつて検討があつたと言うのですけれども、4月の頭の方に4号機はもう既にやつているという話が福島の方でも出でたと思うんです。その辺りについて、これは違つた目的で埋めたのか、同じ目的なのか、そこを教えてください。

○松本本部長代理 4月の初めに埋めましたのは、この絵で申しますと2号機と書いてあるところに少し折れ曲がった形で海の方に出ているところがござりますけれども、そのラインを通じまして、高濃度の汚染水が海に放出したということがござりますので、立坑と言いますよりもピットと言われるところが2か所ございまして、そこをコンクリートで埋めております。それは今回、そいつた高濃度の汚染水が放出されたということを防ぐためにピットの中にコンクリートを埋めたんですけれども、最終的にはその周辺に水ガラスを注入することによって取水工事は終わっています。

○記者 この4号のところの黄色い場所ではないんですか。

○松本本部長代理 はい。4号のところはもともと4月の初めの段階でこういったところは埋めていこうというような計画がございましたので、埋める。まずは手近なところから。4号機は勿論、タービン建屋の方から漏水流もなかつたものですから、先行して工事をしてみたというところでございます。

○記者 では、埋めるということに関してはしばらく前から、4月の頃からは検討されていたということですか。

○松本本部長代理 はい。2号機の漏水等もございましたので、こういった外部といわゆる環境等の接点のところについてはなるべくちゃんと遮断をしておいた方が今後の万一事に備えてしかるべき対策をとつておいた方がいいだらうということでございます。

○記者 それ以外、例えば1号機の方であるとか、10mの標高の方は当面は埋める予定はないということかどうかと、2号機を今、移送していますけれども、そちらへの影響はないうことでよろしいのでしょうか。

○松本本部長代理 はい。まだ10mのところの立坑をどうするかにつきましては検討中でございます。依然として立坑の中に水がございますので、こちらの方の処理をやる必要があるのではないかと思っています。

今回、2号機の方から集中廃棄物処理建屋の方に移送をやつておりますけれども、ビン

ク色のところを埋めることと、2号機の移送については影響がないものと考えています。

○記者

3点あります。最初の2点は松本さんにお願いしたいと思います。

1つは防潮堤の関係ですけれども、設置の場所なんですが、トレンチが南北に海側に走つていると思うんですが、この海側、建屋側の設置場所と、号機というのは何か所設置するのかについて確認したいんです。

○松本本部長代理 防潮堤の箇所数でござりますか。

○記者 設置の場所がトレンチをふさぐんですか。

○松本本部長代理 ピンク色のトレンチ、ふさぐところは、わかりにくいかもしれませんけれども、海拔で申しますと4mの位置にござります。防潮堤そのものは海拔で10mの位置のへりのところに白い点線のラインに沿つて並べていくことでござります。

○記者 もう一度。

○松本本部長代理 埋めるトレンチはピンク色で書かせていただいておりますけれども、この位置は津波の対応策についてという航空写真で申し上げますと、海拔で標高4mの位置にございまして、防潮堤と重なるわけではございません。防潮堤の方は、10mの高さのいわゆる高くなっているところをへりに並べるような形でこの白い点線のところに並べています。

○記者 2つ目なんですけれども、4号機のプールの関係ですけれども、工事の概要のところで書いていますけれども、コンクリート壁とプール底部との間に充てんするグラウトとあるんですが、これは具体的にどういうものでございますか。

○松本本部長代理 いわゆるセメントのようなものでございます。

○記者 ありがとうございます。

3点目は安全管理委員会にお願いしたいと思うんです。学校の20mmの関係なんですが、改めてになるかもしませんけれども、20mmという基準は計画的避難区域の基準の数値でもあつたと思うんですね。これが学校の基準とは別なんでしょうか。

○加藤議官 お尋ねは計画的避難区域の方の20の根拠は何かということですね。こちらについては、ICRPのこういった緊急時の放射線防護の考え方の中では、事故などが起こつていて施設の外の放射線レベルが高くなつているというときには、一般公衆の受けれる線量は20mSvから高くとも100mSvに抑えるべきであるということが言われております。

○記者 その20～100の中の20をとつた。したがつて、今後、事故後1年の間に積算線量が20mSvを超える可能性がある地域については、計画的避難をお願いした方がいいという意見を政府の原子力災害対策本部にお出ししたものであります。

○記者 基本的なことばかりなのですが、そうすると、子どもの場合の基準は事故継続時間ではなくて収束時の基準の1～20mSvの20mSvという数値をとつてあるということだと思ふんですが、これはどうして収束後の基準をとつてあるのでしょうか。

○加藤審議官 これはやはり同じICRPの2007年勧告でそういう先ほどどの20～100は、いわゆる緊急時、エマージェンシーと呼ばれているんですけれども、それに対しまして既に線源が存在しているような状況、現存被爆と日本語では訳していますけれども、そういういた状況。つまり、線量が平常時より高いような状況についての考え方を示されております。

これは事故が収束した後の場合だけではなくて、例えばラドンとか何かで放射線量が高い、あるいは自然にある放射性物質によっても線量が高いようなところがあります。そういういた場合にはまる考え方なんですね。

今回、学校を普通にやろうとしているところは、言わば生活も普通に営まれているわけです。食物摂取制限とかかかつたりしたりすることもありますけれども、そういうところで、緊急時の考え方を適用するのではなくて、放射線量が普段より高いという状況へのICRPで言われているその際の対応の仕方をとるべきだというのが原子力安全委員会の考え方です。

○記者 長くなるのであと2点ぐらいにしたいと思うんですけども、続けてです。

どすると、今回、年間20mSvを超える3.8μSvとなつた伊達市の学校がありますけれども、この伊達市というのは計画的避難区域にならなかないというか、その対象にならなかつたわけですけれども、計画的避難区域になるか、ならないかといふのはわずかな差だと思います。ですから、その上で子どもに対して同じ20mSvという基準で抑えているというか、その値にしているというのは、子どもへの配慮としては、値としてはすごく小さい値のように思ふんですけども、いかがでしょうか。

○加藤審議官 原子力安全委員会としては、学校に通うお子さんが年間20mSvまで浴びていよいとは一切思っていません。これはできるだけ少なくすべきであります。合理的達成可能な限りできるだけ低くすべきであります。

原子力災害対策本部からいただいた暫定的基準の案においても、1～20mSvをこのバンドで基準を考えるという考え方があります。それをちゃんと見るためにはモニタリングをするということを求めただけであります。

したがいまして、我々は20mSv上限までいっぱい浴びがいでいいとはいつてないのであって、どれだけ低くできる努力をちゃんと合理的達成可能な限り行なっているのか。そこを今後よく見ていくという考え方で本部から示されたものについては、こういったモニタリングをちゃんとやる、またそれを安全委員会にもちゃんと報告してもらうという条件を付して、差し支えないと返事をしたものであります。

○記者 最後にしますけれども、今回のモニタリングを踏まえて2つの小学校で基準を超える、3.8μSvを超える学校が2つあるわけですが、この学校に対して、あるいは伊達市に対しては、今、言ったような努力をするとか、モニタリングを継続するという上の指示というかアドバイスはないのでしょうか。

○坪井審議官 この3.8μSv/hを超えている学校については、いわゆる屋外の時間制限などを探しております。具体的には1時間以内にするというような制限を課しているわけでございます。

○司会 次に前の方。

○記者

原子力圧力の1号機の関係でお聞きしたいんですけども、131kPaというふじで今日の11時現在で、昨日から上がった要因というかメカニズムというか、その辺を教えていただきたいんです。

○松本本部長代理 原子炉への注水量を10m³から6m³に減少した結果、いわゆる蒸気といいますか、冷える速度が遅くなつた結果、蒸気の発生量としてこれだけ冷える量に比べて余分にて出てきた結果、圧力が上がってきたものと考えています。

○記者 10から6に変えたことでこれだけ減ったといふことですか。

○松本本部長代理 減ったというか、圧力が上がったといふことです。

○記者 わかりました。

○司会 どうぞ。

○記者

1号機の水槽の件なんですけれども、東京電力の松本さんにお聞きしたいんですが、いつも評価がまとまりそつかといふ点と、強い幅とか爆発等によって原子炉の強度といふのは相当弱っているのかなと思うんですけども、どのように評価をしていくのが具体的にお聞きしたいんです。その評価について、保安院はどういうふうにチェックしていくかというもの併せてお聞きしたいんです。

○松本本部長代理 まず御質問の1号機の現在、昨日まで実施した注水量を変化させてきたことによります評価につきましては、少し時間がかかると認識しております。お時間をいただければと考へています。ここ1～2日で皆さんの方にお知らせできるかどうかについては、はつきりした時期については未定でございます。

あと評価の方法につきましては、S/Sを目安に構造健全性を確認していくことと、もう一つは、建屋あるいは格納容器等の損傷の具合についてお聞きしたいです。その評価について劣化を見込んだ形で評価を進めよう形になります。そういうことを今回評価書にまとめたことはまだ現時点ではわかりませんので、ある程度予測として劣化を見た方がいいことと、もう一つは、建屋あるいは格納容器等の損傷の具合についてお聞きしたいです。そういうことを今回評価してあります。

○西山審議官 原子力安全・保安院では、今、松本さんが言われたような内容で東京電力の方の考え方方が示されたところで、我々としてこちらの方で考えていろいろな地盤に対する評価するとか、構造強度についてどう評価するかといったこれまでの蓄積からする知見を持つて、それに対して正しいかどうかを評価したいと思っております。

○記者 それと何度もお聞きしているんですけれども、2号機と3号機の窒素の注入が難しくなつてきているかと思うんですけども、今、必要性について改めて議論しているとか、

今、どういう状況にあるのかといふのを改めてお聞きしたいんです。

○松本本部長代理 必要性については、燃料の雨水を目指す上で塗装封入は必要だらうと思つておりますので、必要性の議論については必要性そのものを議論している状態ではなくて、現時点ではどういふうに塗装封入のラインを確保するかといふところが時間的に遅れている理由でございます。建屋周辺の瓦れきですか、建屋の内部どのラインを使つていくかといふところに少し時間を要しているという段階でございます。

○司会 ほかにいらっしゃいますか。後ろで手を挙げている方と、そちらの女性の方。

○記者 週刊ダイヤモンドの小島と申します。よろしくお願いします。
大きく3点伺いたいんですが、まずは工程表に関するなんですが、出されておよそ2週間ということで、分母がないで評価しやすいといふこととも前におっしゃっていましたけれども、改めて2週間経った現状の認識を教えてください。松本代理と西山審議官にも是非伺いたいと思います。

もう一点、工程表に関連してなんですが、専門家の方にお話を伺うと、いずれの方も評価できないといふ見解をいただきます。恐らく具体的なデータがないとか、根拠がないとか、いろいろ伺うんですが、専門家の方が評価できるように、柏崎の事故が起きたときは1週間くらいまで、かなり詳細なデータが出来たと伺います。それレベルのものを出せないのか、改めて教えてください。

もう一点点が、作業員の方のモチベーションをどう上げていらっしゃるのか。どういう対策を打っているのかということを教えてください。給与カットになって、現場がもし同じようになるのであれば、何もモチベーションが上がるものが無い。こういうことに対しては、例えば特別手当だとか、そういうものを支給されていらっしゃるのでしょうか。その辺りを教えてください。

○松本本部長代理 今回、事態収束への道筋の進捗状況につきましては、前に御説明させていただいたように、分母のところがはつきりしないものですから、なかなか何%進みましたといふ御紹介ができるといふことにについては、こちらの方も十分認識しています。

ただ、先日来お知らせさせていただいたように、処理システムの設計ですとか、今回の4号機の使用済み燃料プールの補強ですか、こういった形で個々のテーマにつきましては、こういった形で紹介させていただきながら、実際の進捗状況をお示しさせていただきたいと考えています。

それから、やはり柏崎の中越沖地震のときは、これほどまでに事態といいますか、被害がひどくなつたといふこともございまして、いわゆる地震力、あるいは地震の加速度ですか、プランのパラメータ等については、1~2週間程度で皆様の方に公表させていただいているりますけれども、やはり今はプランそのものの被害が大きいことと、こういったデータの収集そのものがまだ、事態の収束の方に力を入れている関係で、3月11日からどういった事態が発生したのかといふところまで具体的なデータへの振り返りといふところまでできていないといふのが現実でございまして、そういう意味では、中越沖地震

のときの対応より少し時間がかかるつている状況でございます。

それから、モチベーションといふことがあります。現時点で、私どもの方で特別何か手当を支給していることはございませんけれども、所員、それから協力企業の皆様も、今回の事態の収束に向けて、一丸となつて取り組んでくださつてある段階でございまます。

○西山審議官 原子力安全・保安院から、現在の工程表の状況について思つてることを申し上げますと、まず工程表は非常に広範な分野にわたるわけだけれども、それらについて、例えば原子炉に水を満たすこと、冷却装置をそこに用意すること、2号機のため水を始めとして、それを移送し、かつ、処理のシステムを、アレバ社とかクリオン社という形でつくつしていくこと、遙へいの関係の検討をするなどといふ形で、今、非常に幅広く、今日の地震のことも含めまして、東京電力いろいろな方面で対応していると見ております。

我々もその状況は逐一報告を受け、現場でも確認し、かつ、統合本部での議論にも参加して聞いておるところです。

今まで、なかなかどの分野についても線量が高かつたり、計器、例えば1号機の水を満たしていくことについては、はつきり水位がわからぬとか、いろいろな困難があるわけだけれども、それに対して、現在それを克服して、少しでもいろいろなところで成果を、ここはでき上がったと出したいと思っております。東京電力もそうでしょうし、私どももそう思つておりますけれども、そういう段階の難しいところに差しかつてているといいますか、もう少しで何か、どこかが1つでき、またほかができたというようなところに行く手前の時期にあるとする感じがいたします。

我々としては、今日の指示文書のように、それぞれ一番肝心なところで、特に作業を選らせるようなことなく、安全性を確認しながら、うまくこの工程表が進むように見てまいりたいと思っております。

○記者 ありがとうございます。それに関連して1点だけ、余りにも散漫になり過ぎて、一般の方も記者の方も状況がつかみにくい状況になつていると思うんですけど、例えば冷やすことが一番大事だと思って、そこだけでも何か分母が示せるような作業工程、例えば1週間なり2週間なり、そういうものを示して、こういうふうにやつていくんだという形でお示しいただくことはできないんでしょうか。

○松本本部長代理 東京電力でございますが、どういったお示し方ができるのかというところと、御意見にござりますようにわかりやすさを目指して、少し検討させていただければと思います。

○記者 安全委員会さんにお伺いしたいんですけれども、今日のモニタリングで、学校のモニタリングで、確かに1年で20mSv、3.8μSv/h以下のところが、確かに増えているんです
が、まだまだ2.0μSv/h以上のところが多く、専門家の間でも、昨日の小佐古参与の辞任

のように、かなりいろいろな意見が分かれているところでもあるんですが、暫定的考え方を見直すつもりがあるのか、ないのかということと。昨日のそういう専門家の辞任というものを、どのように受け止めているかということを教えてください。

○加藤審議官 洽みません。暫定的考え方は、文科省を中心につくられましたので、それは文科省から答えていただきますが、2点目は専門家の何とおっしゃいましたか、ちょっと聞こえなかつたんですね。

○記者 専門家の辞任をどのように受け止めらっしゃるかということと、暫定的考え方を見直すかどうは文科省の方にお伺いするとしても、安全委員会さんの方で助言を、内容を見直す、改める、もう一度検討するということがあるのかどうか教えてください。

○加藤審議官 まず、安全委員会として助言を見直すつもりがあるのかどうかということですけれども、安全委員会としては、今回の助言で非常に重視していることは、モニタリングをちゃんとやってもらって、実際の被ばく線量がどれだけなのかを示してもらうことになります。これは外部被ばくだけではなくて内部被ばくも含めてですけれども、要是実際の線量がどれくらいか、それを見て、更に必要があれば指示することもあるでしょうし、そうしていただきたいと思います。

また、今回つくった暫定的考え方、これはまさに暫定的と付いているのは、夏休みが終わるものであります。また、その時点で新たな考え方方が当然つくられるでしょうから、その際には、やはりこの夏休み中、1学期中、あるいは夏休みの間のモニタリング結果をよく踏まえて、今度はつくついくことができるわけありますから、文科省を中心にしてそういう取組みがなされることを期待しております。

それから、小佐古先生につきましては、内閣官房の方で任命されたものでありますので、私ども内閣府の一部局としてコメントすることは差し控えたいと思います。

○坪井審議官 お配りしました資料の10ページの一番下のところに書かせていただいたところおり、今、この暫定的考え方は、基本的には4月以降、夏季休業終了、おおむね8月下旬までの期間を対象とした暫定的なものと見ております。ただ、今後何か事態の変化があったときに、この暫定的考え方の内容や変更措置、追加とか、そういうことを行う可能性はあると思っております。

これにつきましては、いずれにしても安全委員会の方から2週間に一回モニタリングの状況を報告しあうことでありますし、まず報告をして、ます報告をして、また安全委員会からの御意見などを伺うとか、いろいろな局面の中でまた検討されていくことがあろうかと思っております。

○記者 今ので、事態の変化というのは、どういうことがあったときに見直すということなんでしょうか。

○坪井審議官 あらかじめ予想されたものはないわけですが、可能性としてはまた炉の方で新しい状況があれば、当然また見直すこととはあり得るかもしれないと思います。

ちょっと個人的な意見で恐縮ですけれども。

○記者 基準の見直しですか、ないのかということと。査が出たらどういうことなんですか。よくわからないですか。

○坪井審議官 まだここで具体的に想定しているものがあるかと言われば、今、時点でお答えするものは特にございません。

○司会 そちらのめがねの男性の方。

○記者

ちょっと確認したいことがありますけれども、東京電力さんにお願いしたいんですけど、今日、200～250mSvを超えた作業員の方が2人いたという発表があつたんですか。今後150mSvを超えた人は1Fから出していくという話もありましたが、こうした大量の被ばくをした人たちへの今後のフォローとか、生活とか、お仕事へのフォローは、どうお考えになつているのか改めてお伺いしてもいいですか。

○松本本部長代理 まだ現時点で、この250mSv近くまで被ばくした方に対する、いわゆる健康上の診断結果、診断等は確認しておりますけれども、今後のフォロー等につきましては、まだ検討中でございます。

○記者 それは、東電の社員の方も同じようにということですか。

○松本本部長代理 はい、そうです。

○記者 わかりました。

あともう一点お伺いしたいことがありますけれども、先日保安院の方から中制のデータを取つて来るようにしておられたと思うんですけども、この目途なり何なりは立つたんでしょうか。

○松本本部長代理 今の時点を取り出されているかどうかについては、ちょっと確認させてください。

○記者 安全委員会さんにお願いしたいといつたわけですね。

○加藤審議官 内部被ばくについては、始まる前はあるモデルを使った試算の考え方を聞いているわけですが、やはり実際にどうだといふことが大事だと思いまますので、例えば空気中の濃度などをはかつてもらって、それをベースにちゃんとした試算をすることが必要ではないかと思っています。

○記者 これは試算をしろということで、実際に児童からはかれということではないわけですか。

○加藤審議官 来週の安全委員会において、文科省から報告を受けて、そういうことも含めて委員には議論していただくことになると思います。

○記者 文科省さんは、現在、内部被ばくについて、どのような手立てで一般の方への測定をしようと考えておられますか。

○坪井審議官 この基準をつくるときは、工程などの、いわゆる土壤の分析をいたしました。そのときの各種から、これは専門家の方に研さんいただいて、何回か前に御説明した、いわゆる吸い込み率とか、そういうことに基づいて計算したところ、平均的には外部被ばくの2%程度の影響しかないと、外部の線量の基準で学校の評価、この仕分けはできることで、この考え方は基本的にはできております。

ただ、今お話をあつたようなことで、むしろ具体的なものをはかる必要があるかどうかということであれば、またそういうことの対応はしていかなければならないことはあると思っております。

○記者 そうすると、これは今後の検討ということですね。

○坪井審議官 そうですね。今のところ空間線量率とかだけではかつておりましたが、必要に応じて測定するものを増やすことは考えていく必要があるかも知れないと思っております。

○記者 参考にお伺いしたいんですが、今、東電の方で作業員の方が、よくよくはかつてみたら内部被ばくがたくさんあったとか、そういうような事例が出ておりますが、こういったことは一般の方には当てはまらないとお考えですか。

○坪井審議官 今、学校がある地域は、いわゆる計画的な区域の外でもありますし、当然避難区域とか避難準備区域の外でもありますので、東電さんで起こっているような内部被ばくを発生させるような状況が外部にあるとは今のところ考えておりません。

ただ、先ほどちょっと御説明があつたように、甲状腺の被ばくの問題については、既に子どもの調査が行われて、それは比較的線量の高いといわれたところでも、調査の結果、それはもはなかつたということありますので、そういう意味では更に現在学校を開いている地域で、そういうものがあるとは考えていないというのが現状かと思っております。

○司会 そちらの方、どうぞ。

○記者 安全委員会さんにお聞きしたいんですけども、事故当初はより線量が高かつたと思うんですけども、事故当初から現在までの被ばく量も考慮して、この20mSvというところを考えてらっしゃるんでしょうか。

○加藤審議官 お尋ねは、計画的避難地域などについての。

○記者 違います。工程です。

○加藤審議官 工程については、これは文科省の方から提案がなされておりますので、文科省からお答えいただいた方がいいかと思います。

○坪井審議官 この $3.8\mu\text{Sv}$ という値につきましては、20mSvを365日、そして24時間、そして屋内と屋外にいるケース、いわゆる0.6というケースから計算した値ですので、今後同じ値が1年間続くとして決めたものでございます。

ただ一方、その場合であっても、多分実際の過去の線量を考慮することがあるとして、

計算したとしても、それは個々の場所による評価になつてこようかと思ひますけれども、その場合でもこの値は計算で、個々の学校については、そのような評価をしていくことができるのではないかと思っております。

○記者 今の点なんですか、では過去から今までの線量に関するところを基準にして、合計で3.8で年間20mSvで問題ないとお考えなんでしょうか。

○坪井審議官 これにつきましては、3.8というのはあくまでもこれから1年間続くというところで決めているものでございますが、したがって、過去の線量も含めて、その場所ごとにによって違いますので、その上で、ただもう既に20mSvを超えていたとか、そういうことが今の場所であるとは思つていませんので、あくまでも暫定基準というのには、今回、夏までの基準ということで考えておるということです。

○記者 3.8は、今はその基準が続けばいいと思うんですけれども、それより前だともつと高い時期があつたと思うんですね。それに全く考慮していないといふことですか。

○坪井審議官 その値を足して、そのある時期から1年間というることは評価し得ると思つております。ただ、今回の基準は学校を開くかどうか、今時点の基準ということなので、同じ3.8がずっと1年間続いて20mSvに達するかどうかといふことの、瞬間的な基準として考えたものでございます。ただ、個々の場所については、例えば今年の3月11日以降の1年間で、それでは今後どういうふうな、例えば来年の3月11日までにどういう数字に積算量がなるかというのは、個々の場所によって計算し得ると思つております。

○記者 校内の値に關しては、コンクリート閾値といふものでよろしいでしょうか。

○坪井審議官 や、違います。コンクリートといふのはあくまでも外の敷地ではかつたものでございます。今回はお配りしておりますが、一番最初に文部科学省の方ではかつたときには、いわゆる外の校庭、外のコンクリートの敷地、それから建屋の中も3か所の教室の中心部分と窓際といふことではかつております。

したがって、校内というのは教室の中のデータといふことでお考えいただければと思ひます。

○記者 教室のデータはレベル的にはどの程度だったのでしょうか。

○坪井審議官 例えば4月19日に発表させていただいた一番上の学校の例で言ひますと、例示で恐縮なんですか、校舎外の高さ1mなら $2.7\mu\text{Sv}$ 、高さ50cmなら $2.9\mu\text{Sv}$ 。コンクリートの敷地ですと1mで $1.4\mu\text{Sv}$ 、50cmで $1.5\mu\text{Sv}$ 。校舎内の平均値は1mで $0.3\mu\text{Sv}$ 、50cmで $0.2\mu\text{Sv}$ 。体育館は1mで $0.3\mu\text{Sv}$ 、50cmで $0.3\mu\text{Sv}$ 。

校舎内の実際平均ですと1mで $0.4\mu\text{Sv}$ 、50cmで $0.2\mu\text{Sv}$ 。教室の中心ですと $0.1\mu\text{Sv}$ 、50cmでも $0.1\mu\text{Sv}$ 。

一番上の代表例で言うとこのようないい傾向でした。

○記者 では、校舎内はおむね低いということですね。

○松本本部長代理 そうですございます。

○記者 安全委員会さんにお聞きしたいんですけれども、先ほどお聞きした事故当初から現在までのちょっと高かった時期がある部分に関しての考慮は、校庭の評価に關しても考慮しないでもよろしいんでしょうか。

○加藤審議官 それはモニタリングと関係してくると思うんですけども、要是実際の受けた放射線の量がどれだけなのかということが大事でありまして、それを出す際に文科省の方でこの部分も含めてやられるということであれば、そういうものとして受け止め評価させていただきたいと思います。

○記者 ちょっと意味がわからなかつたんですけども。

○加藤審議官 この $3.8 \mu\text{Sv/h}$ というのは、それを超えていれば校庭などの使用を1時間に制限するとか、一種の線量を下げるための制限を加える目安として使っているわけです。

3.8未満であれば普通に学校運営をしてもらうということなわけです。
一方、そういうことで始めるわけすすけれども、実際に大事なのはお子さんたちが受けている放射線の量がどれだけかということで、したがってモニタリングもやつてもらうし、

そのモニタリングの関係では、できるだけ子どもさんと同じような動きをする教員あるいは職員の方には算算線量をつけてもらつて、そういうところからも被曝線量の評価をちゃんとやることを求めているわけでありまして、そういうものをやりながら、更にこの考え方を出すまでの間の部分をどうするのか。そこも文科省からお考えを示していただいて、そうした上で評価された被曝線量がどうなのかということについて、安全委員会としてちゃんと検討していきたいと思っております。

○記者 その3.8というのは1年間で 20mSv というところから來ていると思うんですけども、例えば今から1年間だったら、それで計算は合うと思うんですが、事故当初のところを考慮しないと1年間 20mSv 以内におさまるかどうかが判断できないと思うんだけれども、そこにについてお願いします。

○加藤審議官 簡単に計算すると $3.8 \mu\text{Sv}$ のところに16時間は木造家屋に、8時間外にいると 20mSv になるわけすすけれども、8時間外にいるというのが学校にいるという仮定なんですが、実際はそうではなくて、8時間丸々外にいるわけではないわけで、しかも先ほど説明があつたように学校の中では線量率が低いわけです。

そういうことから考えると、今の線量の状態が競いたにしても、 $3.8 \mu\text{Sv}$ のところでは実際に受ける線量は 20mSv はいかないと考えられるわけです。繰り返しになりますが、実際の被曝線量がどれだけかといふことが非常に重要なわけですので、それは単に見積りだけではなくて、そやつて教員につけてもらった線量計の値といつたようなものも、十分重視して評価していきたいと思います。

○記者 最後ちょっと確認で、その部分で、では文科省の方で構わないんですけども、事故当初から現在までの部分に関してどういう考え方かを、次回までに報告していただけますと助かります。

○坪井審議官 基本的には精算線量のマップを前回発表させさせていただいているので、その中に来年3月11日までという数字もありましたが、4月21日までという数字もお示ししているので、その場所の下にそういうことが示せれば、今のお答えに代わるものになるのではないかと思つております。

○記者

松本さんにお伺いしたいんですけども、先ほど事故発生当初のデータ収集よりも、今は事故の収束に力を入れているのでということをおっしゃって、それはわかるんですけども、事故発生当初に何が起きていたかというデータは、事故収束に向けても大事だと思うんでですが、それと保安院も先日、事故発生直後からのデータの報告を求めておりますので、もう少し詳しく教えていただきたいんですけど、そもそも物理的にデータが残っていないからとののか、それとも、残っていてとっているんだけれども、解析が終わっていないだけなのか、それとも、どことよりも事故対応を優先されているのか、詳しくもう少し教えていただけますでしょうか。

○松本本部長代理 現時点で、どこまでのデータが中央制御室の方からとり出されているかにつましましては別途確認中でござりますけれども、そのいきさつについては軽質問の中にございましたとおり、最初の段階は当然、事故の収束に向けての取組みを優先してありましたので、事故の分析はその後というふうに考えておりました。実際に現場の方も中央制御室の中の雰囲気線量が高いということでございましたし、放射性物質が中央制御室の中にあるといふこともございましたので、いわゆる記録類を持ち出せないということもございましたので、少し時間が必要だったといふか、容易に持ち出せない状態であったということです。

しかしながら、今後の事故の過程を詳細に調べていく中では、こういった発災時のデータが非常に重要でございましたので、今、取り出せるような準備をしていく段階でござります。今どこまで取り出されているかについては、もう一度確認させてください。

事故の収束と、どれくらいこのデータが必要かということにつましましては、現時点では水を注水している、あるいはタービンのたまり水の処理を優先してやっておりますけれども、現時点ではそのデータがないと、こういったたまり水の処理ですか、原子炉の注水が何かできないといふわけではございませんで、現時点で外側からわかつているバラメータを利用しながら、こういった燃料の冠水作業ですか、たまり水の処理というものは可能だと思つております。

ただ、御指摘のとおりこれが全く必要ないと申し上げているわけではなくて、速やかに保安院からの指示もございましたとおり、取り出して解析を進めて公表させていただきたいと思っております。

○記者 4号機の地震計のデータなんですか、4号機は今、建物が震れて支持構造物も入れようとしているんですが、当初、揺れの加速度がどれぐらいあつたかというのは、この工事をするにしても大事だと思うんですけども、そこは急いでやられるとか、そ

いうことはないんでしょうか。

○松本本部長代理 地震計のデータにつきましては、4月初めに公表させていただいた以後、新たな時刻歴解析がとれるのかどうかににつきましては今、検証といいますか、データを分析している最中でございまして、まだ公表できる段階には至っておりません。ただ、今回の補強工事に当たっては、実際に受けた地震動といいますよりも、現在そもそも設計で想定していたS_sに対して大丈夫なのかというところを、ある程度損傷の度合いを仮定いたしまして見積もったといいうような状況でございます。

先ほどこれに関連した質問がございましたけれども、今回の評価といたしましてはS_sの波といいたしまして、この使用済み燃料プールに対しましては447Galという加速度で大丈夫かという確認をいたしております。荷重といいたしましては水が1,170t、燃料で500t、両方合わせまして1,670tがこのプール内にあるということで、447Galで大丈夫かというふことを簡易評価いたしました結果、ほぼ大丈夫だらうというところになつております。

したがいまして、今の段階では補強しなくとも、簡易評価ではござりますけれども、よりこういった鋼製の支柱とコンクリートの壁をつくることによりまして、安全裕度を更に上げていきたいと考えています。

○記者

文科省さんにお聞きします。今日発表されました学校の放射線量率で、7つの学校が3.8μSv、これは2回連続で下回ったことになると思うんですけど、校庭など屋外での活動制限が解除されたとしてよろしいんでしょうか。

○坪井審議官 基準上は解除されるレベルになったということで、実際には各学校なり教委員会で判断されると承知でいます。

○記者 まだ解除したわけではないということですか。

○坪井審議官 確認しておりません。ちょっと今日は休みですので、学校に来られる日から、それぞれ判断されるのではないかと思います。

○記者 いずれ解除される条件が整ったことだと思うんですけども、伊達市の2つの小学校のみが、今のところ解除条件に入っていないということです。

○坪井審議官 それで結構です。

○記者 安全委員会にお聞きしたいんですが、3.8μSvを2校以外で下回ったということに関して、評価をお願いしたい。

○加藤審議官 それはあらかじめ示された暫定的考え方でも、書いてあったやり方に従つて判断されているものであるということになります。繰り返しになりますけれども、こういったことのみならず、モニタリングのデータから児童生徒の被曝線量がどれくらいのかということを、きちんと原子力安全委員会としては見ていただきたいと考えております。

○記者

東電の松本さんにお聞きしたいんですが、今日は被曝線量の内部被曝の公表をしたと思うんですが、これはいつ測定して、だれが測定したのか。それが1点目。

この被曝量を測定者からどのような順番で報告に来たのか。本店が知ったのがいつなのかというのが2点目。

3点目は、なぜ今日、情報開示をしたのか。この3つをお聞きしたいのですが。
○松本本部長代理 3月末までに外部被曝で100mSvを超えた方21名を対象に、内部被曝の評価を優先的に実施しておりますので、この最大の被曝をされた方がいつの時点でいるホールボディカウンタを受けたかということにつきましては、確認させてください。この評価につきましては日本原子力研究開発機構(JAEA)、放医研に協力をお願いいたしまして、内部被曝の評価を行っております。私どももいたしましては、本日4月29日に内部被曝の線量の評価が終わつたということで、本日公表させていただいたというこたでございます。

○記者 順番はどういう順番なんでしょうか。

○松本本部長代理 今のこところ100mSvを超えた21名の方を対象に行っておつたということでございまして、少し21名の方がどういう順番で評価を行つていたかにつきましては、ちょっと確認をさせてください。

○記者

東京電力の松本さんと保安院の西山さんに、それぞれ端的にお答えいただければと思います。

先ほどの工程表の関連です。第1ステップの3か月に向けて、ここまで2週間の作業はおおむね予定どおり進んでるのか、それとも遅れぎみなのか、全体的な進捗状況を示していただければと思います。

○松本本部長代理 私の感想というふことになつてしまふかもしれませんけれども、この2週間の活動状況につきましては、原子炉の建屋の内部の状況が少しずつ確認できつつあるということと、タービンのたまり水に関しましても移送が開始できたといふこと、水処理システムの設計概要がかたまりまして、6月中の稼働のスケジュールが見えてきたことを考えますと、どちらかと申しますと工程表の進捗といたしましては、順調に進んでるのではないかと考えておりますけれども、まだ予断を持たずに慎重に進めたいかと思います。

○西山審議官 保安院としても、それぞれ幾つか直面する困難があることはありますけれども、まず今のところ決定的にこれがあるので大幅に工程表を見直さなければいけないということは、まだそういう状況にはなつていないと思います。おおむね工程表の範囲内で動いていると思います。

○記者 西山さんに追加で質問ですが、今お話をあつた直面する困難といふのは何か具体的に今、言えることはありますでしょうか。

○西山審議官 1つは線量が多いといふことがあって、それをどう克服するかというのが非常に重要なだろうと思いますので、それがうまくいくといふと思いますし、余震がある中で今の4号機のプールを支えたりとか、1号機の耐震性をチェックしたりとか、そういう

ことも並行してやっているという辺りで、そういうところでもって何か障害が出てこないようになるといふと思っております。

○記者

松本さんに 2 点お伺いしたいんですが、1 つ目はトレンチの立坑を封鎖するということで、確認なんですか、1 つ目はトレンチ内の水は抜くというのが 1 つ前提にあって、絵を見限り全部を封鎖するわけではないようなのですが、これは空いているところを使ってトレンチ内の水を抜くということでおろしいんですか。

○松本本部長代理 上からがつちりと蓋をするということと、石とコンクリートを埋めまして、内部の方から流出してこないようにするということでございます。この立坑の部分については水が含んだ状態で埋めますし、蓋もをしてしまいます、出てこないようになるという状態でございます。

○記者 そうすると、立坑の中に当然今、入っている水というのは、どこかで抜くということになりますか。

○松本本部長代理 まだ埋めた後どうするかというところにつきましては、まだ検討中という段階でございます。

○記者 そうすると抜かない可能性もある。埋めたまま置いておくとこういう可能性もあるんですね。

○松本本部長代理 いずれにしても濃度が高い水でござりますので、最終的には埋めたところの水の処理というのはあるうかと思いますけれども、現時点で埋めた後、何かするという予定がないということでございます。

○記者 採いて処理するということですか。

○松本本部長代理 石をそのままに置いておくといふことではないということございまます。

○記者 全部の立坑を埋めるというわけではないので、別のところからそういうことになりますか。

○松本本部長代理 そうです。

○記者 もう一点なんですか、今日発表された最高で線量が 240mSv までいった方のことなんですが、内部被爆の方も考慮されてこの線量になっているということなんですが、放射線物質の崩壊による線量の減少というのは、ある程度考慮されて出されている数値と考えていいですか。

○松本本部長代理 この内部被爆につきましては体内に取り込んだ放射性物質が 50 年間、いわゆる半減期を伴いながら放射線を出していくことを評価した上で内部被曝の線量でございます。

○記者 そうすると、そこを踏まえていなくて、240 ではなくて 250 をオーバーしていたとか、そういうことはあり得ないといふですか。

○松本本部長代理 最終的には 50 年間の評価でござりますので、後から見ても、後から超えていましたということではないと思っております。

○記者 それから、先ほど さんのお話がございましたけれども、最初にこの 21 名の中で、やはりこの方は水に浸かって放医研さんの方に診断を求めた方でございますが、そいつた方を優先的に調べておりまして、この 21 の中の最初の人間、人物でござります。したがいまして、最初の内部被曝として全体の被曝量が確定したというんでござります。

○記者 基本的な確認からで済みませんが、トレンチを防ぐのは今回は 4 箇所、4 本ということですいいのかどうかが 1 点目。

○記者 4 号機のプールの工事なんですが、これは何階で行うのかということと、これまで人が入っているのかどうか。それで線量はどういう状況なのかというのが 2 点目。これにはいずれも東電さんの方にお願いします。

○記者 4 号機のプールの中に入っている本数も、先ほどどこかから質問が出ていましたが、それもお願いします。

○松本本部長代理 まずトレンチでござりますけれども、お示しした立坑配置図、閉塞計画というところでピンクの箇所 4 箇所に開しまして今、埋める予定でございます。それから、4 号機の原子炉建屋でござりますけれども、この使用済み燃料プールの床の部分につきましては、レイアウト上、床の部分が 3 階となります。原子炉建屋の 3 階の部分になります。

○記者 3 階につくるということでいいんでしょうか。

○松本本部長代理 そうですね。3 階につくるということで構いません。中に入っているプールでござりますけれども、先ほどは重さということで水が 1,170t、燃料で 500t と申し上げましたが、プール内の燃料いたしましては全部で 1,535 体ござります。使用中もしくは使用済みの燃料が 1,331 体、新燃料が 204 体という内訳でござります。

○記者 中に入ることはできているのでしょうか。

○松本本部長代理 まだこの場所までには 4 号機の原子炉建屋には行けていません。

○記者 それはいつごろ入るんでしょうか。

○松本本部長代理 準備工事を始めますので、間もなく入っていくと思いますけれども、まだ実際にいつから入るというところまでは決まっておりません。

○記者 保安院さん、東電さんに併せてお問い合わせたいんですけど、1 号機の水槽に関する指示文書のことなんですか (2) のところが、水位上昇により原子炉格納容器内の圧力が高まるごとにによる影響となっているんですが、これは高くなること前提で考へているということをいいのかどうか。

○記者 それから、先日までに注水量を下げた理由については、逆にこれは容器内の圧力が下がったことによるものだと思うんですが、事前に想定していたもののかどうか。想定していただとすれば、なぜこういう指示文書になるのか説明をお願いします。

○西山審議官 これは今、起こった現象は確かに $10m^3$ に上げたときには圧力が下がって、負圧にならないよう $6 m^3$ に戻したということがあります。ここに書いてあるのは、これがもうちょっと進んで水位が上昇していったときに、果たして圧力がどうなるかということについてはつまり見通しを示していただきたいということで、圧力が上昇しないかもしれないということは確かにありますけれども、別途水がいっぱいになるわけですから、その分、圧力が増すという可能性もあると思うので、そこについての見通しをはつきり示していただいて、それでこの2番目のところで、その場合、圧力を下げげる措置が必要になるかどうか、これはベストをするということの可能性ですけれども、そういうことについての検討をしていただきたいということです。

○記者

○西山審議官 その事前の判断は私もはつきりしませんけれども、大分温度が冷えてきているので下がるということはあります。ただ、事前に今まで起こってきたことは、これまで水の量を増やすと圧力が高くて入りにくくなるということが結構ありますから、なかなか今どちらに振れるかわかりにくいところがあるということです。

○記者 予想外のことだったんですね。

○西山審議官 ちょっと私自身は今、それははつきりわかりません。

○記者 保安院としては、この指示文書を素直に読む限りは、高くなるというふうに判断して出したということです。これは今日やつたことですから、今日の時点ですそう思ってやつたということです。

○松本本部長代理 格納容器の水位を上昇させますと、やはり気相部分が少なくなりますので圧力が上がることは予想されるということで、保安院さんの方から指示文書が出たと理解しております。特に圧力が上がることによって、いわゆる格納容器のリーク、機密性の弱いところから漏れるのではないかということで、こういった指示書になつていてはないかと思います。

一方、先般先ほど $10m^3$ に上げたときに、実際には温度が下がって圧力が低下傾向にございましたので、少しこういったところを踏まえて保安院さんの指示文書に御回答させていただきたいたいと思っています。

○記者

○松本本部長代理 冷えるということであれば圧力は低下するだろうと思っていましたし、水位が観察に上がってくることはつきりすれば、圧力が上がるというふうかと思つていましたけれども、今回のケースですと下がる方が顕著に出たということだと理解しています。

○記者 予想外だったんですか。

○松本本部長代理 予想外だったというか、どちらもあり得るとは思つてましたけれども、結果としては下がる方にパラメータとしては動いたということだと思います。

○記者

今のが関連で1点だけ。圧力が下がるというのには、想像以上に水が入つていなかつたということがあります。それが多ければ確かに下がることもあるかなと思うんですが、気相部分が少なければそれほど圧は下がらないと思うんですけども。

○松本本部長代理 圧力が下がるというのには、少なくとも残留熱の発生量が我々が予定していたよりも少ないのではないかと考えています。水量を増やした結果、どちらかと冷えがよくなりまして、冷えがよくなつた結果、発生する蒸気量も減るということで、圧力、温度が低下したのではないかと思っています。

○記者 温度の関係だけで、中の気相部分と液相部分の容積に関するでは関係ないということがよろしいですか。

○松本本部長代理 関係ないといいよりも、現時点では気相液相の推移がはつきりしないことから、気相部分の体積の影響といいうのはどちらに振れているかといいうのは、はつきりしないということでございます。

○記者 要するに入れる前の段階で、N2バージを始めた初期の圧力の上がり方で、大体赤道部分の真ん中ぐらいいいう予想をさせていたのであれば、温度がこのぐらい下がれば蒸気がこれだけ圧が下がるだろうという想像がつくと思うのですが。

○松本本部長代理 現時点でのパラメータ等の確認からは、圧力の上がり方から単純に見れば赤道付近だったろうとは思つていましたけれども、現在 $10m^3/h$ を入れた段階で核種のパラメータの動きから見ると、依然として水位がどこにあるかというところについては、まだ評価が必要というところでございます。したがいまして、すべてが確実に物理原子を説明できているという状態ではないといいます。

○記者 わかりました。あと、これは朝の質問で回答をいたしていない部分なんですが、まずは2号機のポンプを当初1台から3台へと増やしていく予定だというお話をだつたんですけども、現状とりえず1台で続けるということで、これはスケジュールへの影響はどうなりますでしょうか。

ホールボディカウンタ、これは2Fで使えるようになつたということがあります。使えるようになつた理由はバックグラウンドの線量が下がつたのか、あるいは朝ちょっと説明がありましたが、ソフトを少し信じるというお話をありましたが、実際どういう理由だったのかお願いできますでしょうか。

文科省さんの方、これもおとといの質問でお伺いしていたんですが、現状ICRPの2007の勧告を受け入れるに当たつて、先ほど審議会の中間報告が出たといいうお話をがありましたけれども、中間報告の段階で中身の一部だけを抜き出して今回適用させたことに関して、審議会の委員の方はどういう認識でいるのかというのを確認いただければというお願ひをしていたんですが、御回答いただけますでしょうか。

○松本本部長代理 まず東京電力の方から回答させていただきますが、2号機の立坑からの水の移送につきましては、本日ポンプ1台で移送を再開しています。当初 $2,500m^3$ ほど

移送した後は2台にするという予定でございましたけれども、現時点では1台で継続する予定です。

3号機の建屋の水位が上がっているということをございまして、全体のバランスの水を見ながら排水量あるいは移送量を、どの号機からどういうふうに移送していくかということを考えたいと思っています。したがいまして、当初2号機の移送は26日間必要と考えておりましたけれども、1台での移送でございますので、若干遅くなることは可能性としてはあろうかと思います。

福島第二のホールボディカウンタでございましたが、バックグラウンドが下がった結果、使用可能となつております。

先ほどの質問でホールの構造材をどこに入れれるかということでございますが、ちょっと間違いございまして、原子炉建屋の2階でございます。

○坪井審議官 文部科学省でございますが、放射線審議会は法律で言いますと放射線障害防止の技術的基準に関する法律とというものに基づいて、放射線障害の防止に関する基準を法令に定めるに際して諮問を受けた場合に、技術的な音一を図る観点から審議を行い、その妥当性について答申を行う機関として位置づけられております。今般の校舎とか校庭等の利用判断における暫定的な目安は、法的位置づけを備えるものでないため、放射線審議会に諮問する必要はないと位置づけるものでございます。

現在、放射線審議会がICRP2007年勧告入れに関してまさに検討を行つてゐるわけですが、その意味は今後どうぞ勧告を取り入れた技術的基準が諮問されたときに備えて、自主的な検討を進めているものであります。

放射線審議会は自ら我が国で用いるべき基準について決定したり、勧告を行う機関でないことから、現在行つている検討が政府の技術的基準の内容や、諮問の時期に直接影響を与えることはないということで、今般、文部科学省がこの20mSvを目安にこれを採用したからといって、放射線審議会で検討いただいている検討の進め方に、影響を与えるものではないという位置づけにあるということです。

○記者 審議会の位置づけではなくて、審議会の委員の方々がどう認識されているかということなんですか。

○坪井審議官 今回は原子力安全委員会の助言を得て決めたもので、特に放射線審議会の方に意見を聞いていません。

○記者 確認はされていないということでしょうか。

○坪井審議官 はい、結構です。

○記者 わかりました。松本さん、もう一個、朝、回答いただけなかったタービン建屋の5号炉の午後の水位はどうなっていますか。

○松木本部長代理 数値そのものはちょっと確認させてください。

○記者 先ほどの2号の移送なんですが、1台で様子を見るということですけれども、当

初は26日の予定が多分1台になると単純計算3倍で、実際に動かしている量は当初の予定よりも1割程度少ないので、もう少し長くなると思うんですけど、これでスケジュールへの影響というのはないんでしょうか。

○松木本部長代理 急激にタービン建屋と水が増えているという状況でもございませんので、現時点ではこの移送量で大丈夫かなと思っています。

○記者 特にタービン建屋の方の水を抜かなくても、次の作業ができるという判断でしょうか。

○松木本部長代理 タービン建屋の水を移送したいというのは当初からの予定でございますけれども、引き続き並行して原子炉側のロボットによります活動等を使いたいと考えています。

○記者 わからないんですが、最初タービン建屋の方の水を抜いて、そこで作業を進めるという予定だったと思うのですが、水が抜けないと遅れるような気がするのですが、そういうことではないんでしょうか。

○松木本部長代理 そういった可能性もあるうかと思いますので、現在、再度スケジュール等の再確認をしているところでございます。

○記者 レンチの蓋をかぶせる件なんですか。どちらの形で今後は継続されるのでしょうか。

○松木本部長代理 10mの敷地の立坑から水位の監視をしたいと思います。

○記者 この地図でいくと、どのことなんでしょうか。

○松木本部長代理 地図で申しますと、建屋側に付いていて、緑色のラインがトレンドでございますので、建屋側のところの近くに四角い印がついています。

○記者 そうすると、それは蓋をふさぐ前に現状はかつてあるところの水位と、今、新しくはかかる水位をチェックして、そこが同一のものだということを確認した上で計測作業を続けられるということですか。

○松木本部長代理 基本的にはそこにつながっておりませんが、見ているところの変更を行いたいと思います。

○記者 今、避難されたりしている方というのは今後の生活をどうするかということで、東電なり保険院なりの発言については非常に注目をされているわけですが、今まで日々生活するに当たってお金もかかっているわけで、今後の生活設計をする上でこの工程表どおりいくのかないのかというの、本当に关心の的だと思うんですが、これまでの状況を踏まえて3か月あるいは9か月というところが、現時点ではいずれいないと東電も保険院も、そういう人たちに対しても言えるんでしょうか。

○松木本部長代理 現時点では工程表の大きな変更があるような困難な状態になつていないと考えております。

○西山審議官 保安院としても同様に思っています。

○記者

先ほどの学校に関する問題をまず最初に伺いたいと思うんですけれども、1つは校庭の泥を取ったときに、その泥をどうするかという問題があるわけですが、1つは深く掘って埋めてしまう。つまり土を変えてしまうという方法があるわけですねけれども、それ以外に、そもそも東電から飛んできたものだから、東電に戻せばいいのではないかという考え方もあるって、例えば被災しないようにコンテナか何かに入れて、東電のどちらかの敷地にとりあえず保管しておくことが物理的に可能なのかどうか。

もう一つは、この間、飛散防止材の発表がありましたけれども、あれを見ていると薄く書いてある感じになつた写真がありますので、それをがして飛散しないような形で薄く剥いだような形で薄く剥いだような感じになつた写真がありますので、学校の土地の表面の土を処分するのに、あの技術が使えると思わないかどうかということを東電の方にまず伺いたいと思います。

そして、安全委員会の方には今日の文科省の発表の資料の中で、特に劇的に表土を取つた後に減っているところがあるわけです。例えば都山市立東小学校は3.8以上あったのが1.0ぐらいまで劇的に減っている。その土の処分はいろいろ問題がありますけれども、こういう効果があることなんだから、早く進めなさい。そして泥の廻分について早く方針を決めなさいという助言をされるおつもりはないかということをお聞きしたいと思います。文科省にはICRPの勧告の中に、いろんな対策を立てて、防護策をやるときには、主なる利害関係者の代表者をこの計画の作成に関与させるようにということを求めて勧告しているわけですね。今回20mSvと決めて3.8を基準にすることについて、どういう利害関係者の意見を聞いたのか聞かなかつたのか、この点については何いたいと思います。

○松本本部長代理 まず東京電力の方から回答させていただきます。御質問にあるとおり、いわゆる校庭の残土といいますか、剥いだ土を所定のコンテナのようなものにきちんと密封して、輸送中に事故が起らないうな保護をした後、当社の敷地、もともと今の状態でも線量が高いものですから、そこに集めておくというのは考え方としてはあろうかと思ひます。

ただ、現時点でこういった敷地外で放射性物質に汚染されたものを、どういうふうに取り扱つていのかというか、基準がないものですから、可能性としてはあるというふうだけ申し上げたいと思っております。そういう法的な仕組み等が整えば、移送の手段はあろうかと思っています。

飛散防止材の件でございますけれども、これはほこりや風等で今、降り積もつているものが飛び散らないようにということでまいっているものでございます。お示しした写真はかたまる状況を見たいがために1回はがして、きちんとかたまつているかどうかというものでございますので、いわゆる校庭等にまいて、遮へいという効果はないと思いますが、そういうふうな手段としてはあるのではないかと思ひますけれども、現在そういう使い方ではないという状態でございます。

○記者 ただ山積みしておくなりも、そうやって飛散防止材を置いて、それをはぎ取つたら飛散しないで済むという、そういう効果は期待できないですか。

○松本本部長代理 飛散防止という意味では、ましておいて表面をかためておくことは防止の効果はあるらうかと思います。

○加藤審議官 安全委員会でございます。御質問にあつたように都山市立東小学校などでは、自主的な取組みとしてこういったことが行われておりますので、できるだけ児童生徒の浴びる放射線量を少なくしたいという保護者の皆さんですとか、学校関係者の皆さん思いの人はよく理解申し上げるところであります。

確かにこの校舎での線量は下がっているわけではありませんけれども、一方、剥いだものがまだ校庭の片隅にあるという状況であります。トータルとして見た場合、児童生徒の被曝線量への影響がどうなのかといいうのをよく見ないといいう点は1つあると思います。

ただ、いざれにいたしましても安全委員会としては合理的に達成可能な限り、被曝線量を下げるということはICRPの勧告の非常に大事な精神でありますから、そういう取組みが行われること、文科省というか、政府の対策本部から出された文書でも、被曝線量を下げる努力はすると言わわれているわけですので、それは是非やつていただきたい。

ただ、具体的にどういう手段をやるのかということについては、合理的に達成可能な限りというのがありますから、個々の学校なんかでも状況は違つているところがあると思いますので、同じある1つのやり方を全部の学校でやるべきかどうかとか、そういった点は学校運営の問題になつていますので、学校設置者の教育委員会ですか、あるいは文科省の方でそういう個別の判断はしていただけたらと思います。

○記者 特に積極的な助言をするということは考えていないということですか。

○加藤審議官 いずれにいたしましても、これは線量を下げられた1つの例ですけれども、ほかの状況なども見て対応していきたいと思います。

○松本本部長代理 この暫定的考え方を検討するに当たりましては、福島県の教育委員会や福島県の県庁の方々などと御相談するとともに、今回は保育園も対象だということで厚生労働省の方々とも御相談をいたしました。ICRPが利害関係者というところの見方がもしませんが、学校の設置者が今回、都道府県なり市町村といふことで、主にそちらの関係の方とお話をしたというところでございます。

○記者 それで教育委員会はこれで納得したということですね。

○松本本部長代理 事前に調整を県の方といたしました。

○記者 それで納得したということですか。

○松本本部長代理 合意というか、こういう形でやることについては十分意見交換を行つたと思っております。

○記者 2点目に、これは保安院に伺いたいのですが、浜岡原発をめぐる調査の評価といふのは今月いっぱいにといたいことだったんですけども、たしか今日は今月最後の日だと

思うんですが、これについてどのような評価をされたのか。あるいはまだ時間がかかるとしたら、なぜこれ以上時間がかかるのか、そしていつまでにできるのかということを教えてください。

○西山審議官 浜岡に限らず、確かに4月いっぱい緊急安全対策をやつていただくことにしておりました。大体各検査官がそれぞれの発電所から出してこられた緊急安全対策の中身の確認は終えていますので、今これをとりまとめまして、原子力安全・保安院と経済産業省の中で、これまで緊急安全対策としては世に届けるということになった段階で、多分5月上旬にならうと思いませんけれども、発表したいと思っております。

○記者 4月末と言っていたのが、なぜ5月上旬になるんでしょうか。何か困難なことがあったということなんでしょうか。

○西山審議官 やはり非常に重要なことなので、急がなければいけませんけれども、皆さんに納得いただけるようなものとして出したいと思いまますので、少し予定よりは時間がかかるっておられますけれども、そんなにかからずにはまとめたいと思っております。

○記者 最後に東電の方に、この間、費用の件について質問したのですけれども、この工程表をやるけどれぐらいかかりそうか、今までにどれぐらいかかったかということについて、わかつたら教えてください。

○松本部長代理 費用につきましては、いわゆる発注は行っておりますけれども、契約金額が決まっていないというのもござりますので、現時点でもまだどれくらいかかったかというところについては、まだお答えできる状態にはなっておりません。また、将来分もまだ設計も進んでいないような状況ですので、トータル幾らくらいかかるかといふところにつきましても、まだ見通せる状態ではございません。

○記者 西山審議官に、27日にうちの荻野が聞いた質問の追加でお聞きしたいんですけど、原子力安全基盤機構で津波による原発事故はどういうことが起きるかということについて、今回なぜ対策が取られないかかったと質問したときに、今回は間に合わなかつたとお答えなさつたと思うんですけど、これは何らかの対策を検討しているということを前提にしてのお返事かと受け取りましたのが、どのような対策を検討しているかとか、どこで検討していく、いつごろ指針なり対策なりをまとめるのかという計画について教えてください。

○西山審議官 原子力安全基盤機構が報告で検討していることも含めて、まずは前の方の御質問にあつた緊急安全対策で非常に厳しい、すべての電源と冷却機能がなくなった場合でも冷やす機能が回復できるというか、それだけは維持できる形にあります程度対策を今、やつていただきたいです。まずはそれを徹底するということを第一に考えております。

○記者 あと、坪井審議官にお聞きしたんですけども、海域の放射能濃度のシミュレーションについてなんですが、これは空中に放出されたものについては考慮に入れないとか、あるいは海の下の方には広がついくことを考えないという前提是、シミュレーションが現実に起こったことをすべて再現できるわけではないにしても、かなり過小の評価になってしまうと思います。

それと今後、東京電力の方からヨウ素とセシウム以外の核種についての分析の結果もあるところのことですので、それを考慮した新たなシミュレーションを行う予定があるかどうか教えてください。

○坪井審議官 そのようなことを考慮してやっていくということにしていくようござります。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 では、最初。それで、次に前方。

○記者

安全委員会の加藤さんにお伺いします。繰り返し確認になってしまったかもしませんが、校庭の利用判断における助言要請が文科省からあつたときの原子力安全委員会での議論の決定の仕方についてお伺いしたいんです。

19日の安全委員会の会見では、午後2時ぐらいに助言要請がきて、2時間ぐらいで午後4時ぐらいに回答されたということでしたが、その辺りの事実関係、そこでは計画的非難区域についての助言があったときには、臨時会を開催されて議論して、助言を決めたかと思うんですけども、なぜそこではそういった正式なというか、臨時会、定例会になりを開かなかつたのかというのが1点。それは妥当な判断だったと思いでいらっしゃるのか。

ます、2点を教えてください。

○加藤審議官 計画的非難区域について意見を述べたというのは、法律上定めがあることでして、政府対策本部長は原子力安全委員会の意見を聞くではないとなつている状況であります。一方、今回の場合は政府の対策本部長からの助言要請でありましたけれども、法律によるものではなかつたということが1つあると、あと、実際は文科省を中心として案をつくられていて、むしろ案をつくるより前の段階からいろいろなディスカッションは行なつていたという状況があります。

そういうことで、安全委員会としてはこの問題について何を重視するのか、それは委員の間でもかなりコンセンサスができていたという状況です。当日、久木田委員長代理は2時の段階では国会に呼ばれておりました。小山田委員は福島に出席に行っていただけですけれども、まずは残っている委員長と久住先生で、安全委員会として重視すべき点が最終案にちゃんと入っているかという確認を始めまして、あと城谷先生ですね、3人でまず始めていて、それから、久木田先生が戻ってきた段階でジョインしていただいて、更に4人で見てもらって安全委員会として重視すべき点がちゃんと入っているということ。あと、コメントとしては、モニタリングの結果は2週間に一度ぐらい求めましょうということ、個人線量計を代表的な動きをする職員に付けてもらいましょう、そういうことをやりましょうというのことをコンセンサスが取れた段階で、小山田委員にもそれでいいかどうか電話をして了解を取った上で、文書で返事をしたということです。

○記者 やり方としては妥当だったとお考えですか。

○加藤審議官 やり方としては妥当だったと思います。

○記者 その関連で成田脩先生や本間俊光先生にも御意見を伺ったと伺ったんですが。
○加藤審議官 両先生には早い段階での文科省との相談段階では加わっていました
して、お二人がどういう意見だったかということは、委員の先生方もよく御承知で最終的に判断されております。

最終的に何を重視したかというと、ICRPの勧告で言っている1~20mSvのバンドを用いるということ。

それから、児童生徒における線量を低減していく取組みをすると、ちゃんとこの暫定的考え方で言っていること。つまり20mSvかつついでいいですよとは全然言つていないと
いうことです。線量を下げる取組みをすると言つていること、そこは非常に我々重視して
いたところでです。ALARAの精神であってもらうということ。

あとは、モニタリングをするということも実際の姿を知る上で非常に大事ですから、そ
ういうことが入っているということで基本的に差し支えないという判断をしたというわけ
です。

○記者 実質的な協議というのは、いつごろから事前に文科省に相談があつて、合意形成
にどれぐらいの時間をかけたのかというのをわかれれば教えてください。

○加藤審議官 4月10日ごろからいろいろ相談はあつたと記憶しています。

○記者 わかりました。あともう一点、別で教えてください。

郡山市の熹小学校なんですが、山になつて積み上がりついている周辺での放射線量というの
は測定されているのでしょうか。それは今回の平均値に入つていてるのでしょうか。

○坪井審議官 測つております。シートがぶさつていているという状態なので、特に測つ
ておりません。今回測ったのは、また校庭の中央なりでございます。

○記者 シートがかかるといふいう関係がよくわからないんですが。

○坪井審議官 シートがかかつてゐる状態にあるということでありますが、今回の測定目
的ではないので、いわゆるあくまでも今回の測定はマニュアルに従つて、校庭の中央なり
で測るということだったので、そこだけを今回測つておりました。

○記者 でも、校庭を使用できるようになればそこに近付くことも十分考えられますから、
そこで放射線量がわからぬないと、本当の意味で安全かどうかというのはわからぬと思
うんですが。

○坪井審議官 今、お聞きしている段階では、まだ学校側はその状態ではなく、校庭の使
用をしないと伺つております。したがつて、使用すると判断する前に、やはり測定し
た方が多いんだろうと思います。それは学校側がやられるのか、我々に依頼されるの
かわかりません。

○記者 校庭での值は劇的に下がつていますから、そこの山の周辺では非常にと
いうか、どれくらいかわかりませんが、高い値が出ているのかなども想像がつくんですが。

○坪井審議官 わかりません。

○記者 わかりました。

○記者 濟みません、技術的な点ですので、東電の松本さんにお願
いしたいんです。

先ほどの防潮堤のことなんですが、1号機・2号機の方は既存の防潮堤があるから今
回は新たに仮設は設置しないということだったかと思うんですけども、今、既存の防潮
堤というのは沖のものだと思うんですね。それがどれくらいで、また今回の津波を受けて
破損箇所がないのかどうかとか、その辺りを教えていただきたいのが1点。

2点目がトレンチに関して、先ほど御質問で、今日は4か所ということをおっしゃつて
いたと思うんですけども、4号機の方の黄色いところは既に実施済みだということです
が、目的としては、別の目的だから教えないといふうな理解なのか。それとも、これを
入れたら5か所になるのかというのものがもう一点。
それと、济みません、少しお間合わせ中の地震の件で追加で伺いたいのが、マグニチュ
ード8クラスの地震でなければども、場所としては例えば宮城県沖とかそういう、どういつ
た場所を想定したものなのか。

この3点をお願いできますでしょうか。

○松本本部長代理 1号機・2号機側の方につきましては、既存の防波堤があるというよ
り、もともと今回のマグニチュード8の余震に伴う津波が、いわゆるこの航空写真で申し
上げますと、右上方から来るというふうに想定しています。

したがいましてそこに、先ほどの御質問にも少し答えながら回答させていただきます。
けれども、約7~8mの津波というふうに想定しています。したがいまして、ほとんど10m
の敷地であれば津波としては大丈夫というふうな評価もできますけれども、やはり津波の
勢いで波が測上してくることが考えられますので、今回、この白い点線の部分に防潮堤を
築くということです。

白い点々の長さといたしましては、約500mという予定でございます。したがいまして、
こちらの方を重点的に先行してやるということでおざいます。今後新たな余震とか、あ
るいはもっと大きな津波をどういった形で想定するかということが出てくれば、将来、ほ
かの部分にも必要な防潮堤は出てくるかと想いますけれども、現時点で速やかに対応すべ
きというふうに考えているのは、このマグニチュード8の余震でございます。

場所といたしましては、今回の震源域の沖側でござります。今回はブレートが沈み込む
方ではなくて、日本側のブレートの方がいわゆる引きずり込まれたのがね上がる形の地
震でございましたけれども、余震で考えているのは、沈み込む方のブレートの方が今度は
地震源になるのではないかということで想定されるということでござります。

それから、回答の順番が逆になつてしましましたけれども、黄色いところは、やはり現
時点では4号機の方から水があふれそうだということではございませんが、貫通口でござ
いますので、事前にそういうリスクを低減するという意味で、ふさいだ目的は一緒にご

ざいます。したがいまして、こういったトレンチの閉塞という意味ではトーチル5か所と
いうことで構いません。

○記者 今件で、最初の件でなく、今回とは想定は関係ないのかもしれない
のですが、既存の防潮堤の高さと、あと破損箇所があるか、ないかはわかります
か。

○松本本部長代理 防波堤の高さは、少し確認させてください。破損はございます。

○記者 これは防潮堤ではなくて、防波堤ですか。

○松本本部長代理 防波堤です。ここは港になつておりますので、いわゆる普通の防波堤
です。

○記者 それでは、特に既存の防潮堤というのは、この先にはないんですか。

○松本本部長代理 はい。この写真に示すようなエリア、それから発電所全体にそもそも
防潮堤といふものはございませんでした。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、隣の方。あと、後ろで手を挙げている方、どうぞ。

○記者 浜岡原発3号機につきまして、保安院さんにお

願いします。

少し確認なんですが、浜岡原発3号機の再開の条件としましては、保安院さんが緊急安
全対策と通常の定期点検が終わつた。つまり、それを確認すれば稼働条件を満たすとい
うことですよろしいでしょうか。

○西山審議官 一義的にはそれが必要な条件だと思いますけれども、今回の段階ではそれ
を考えて、あとは、恐らく必ず皆様から聞かれるることは、今回の福島で事故が起
こつたようなことについてどういうふうに考えるかということでしょうから、それについ
ての考え方は、いずれにしても併せて我々の方で考えをまとめて、全体として示せるこ
になるだろとうと思います。それを、あとは地元とどういうふうにお話しくするかとい
うになつていくのではないかと思います。

○記者 法的に言うと、地元の合意がなくとも3号機に廻しましては稼働できるという報
道があるんですけども、それはそのとおりでいいんでしょうか。今のお話とは少し。

○西山審議官 今、申し上げたのは法律上の話で、これは我々の方で、一定のこういうこ
とでないと安全を満たせないということであれば、もし仮に中部電力の方針が違つていれ
ば、これはこちらが何か法的な手続をするということもあるかもしれませんけれども、い
ずれにしても、そこも中部電力との関係では、相当しつかり、我々の方針はわかつていた
だいた上で対応してもらつてのことになるだろとうと思います。

それから、今、御質問の点については、自治体との関係では、法的には特に自治体の方
針によって法的に何か妨げられるということはないと思いますけれども、ただ、それは法
的な理論だけの話であつて、これまであらゆる原子力関係の施設において、地元自治体の
反対が押切られて何か起こったということは考えられないと思いますので、余りそこは

法的なことを議論する意味はないのではないかと思います。

○記者 あと、もう一点なんですが、先日、中央防災会議で専門調査会がつくられる。そ
れで、その中で今回、新たな議論の点になるのが、今回の大震災については複数運動地震
で、いわゆる3運動、あるいは今後は4運動も考える必要があるのではないか。そういう
ことがござります。

○記者 それと、原子力安全委員会から、全国の原発周辺にある断層の活動性を電力会社に再評
価するよう保安院さんに指示したことあります。なので、一応常識的に考えますと、今2
点を含めて、更に浜岡原発3号機の地震に対する緊急安全対策の中に盛り込むべきではな
いかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○西山審議官 今、まさに中央防災会議の話があり、それから安全委員会からのこの間の
文書もいただいて、私どもの方も早速、各発電所に電気事業者に対して、安全委員会の文
書を踏まえて、まずはこれまでに認定していた活断層についてどういうふうに考えるかに
ついで、今、報告を求めているところです。

確かに、今度の福島が震われた大地震では3運動だったというふうに聞いています
けども、そういうふうなこともあつたので、そのうちの、今、報告を求めることも含めて、
どこまでを今回の浜岡の起動に当たって考慮すべきかということもよく考えまして、緊急
安全対策と、その点の考慮を合わせた上で、我々としてはこうしてもらいたいということ
をはつきりさせて進めております。進めるという意味は、こちらの方針を示し
たいと思っております。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○記者 安全委員会の方に聞きたいんです。

先ほどICRPの、いわゆる比例によって閾値がない形で死亡率などを計算
しているということに対して、ほかの説、つまり閾値があるという説があるんだというよ
うな説明をされたんですか?

○記者 はつきりさせて進めております。

○加藤審議官 閾値があると申し上げたのは、いわゆる確定的影響というものです。

○記者 いえ、そうではなくて、確定的影響ではなく疫学的にも閾値のあるものがあるとい
う話をされたので聞いていますんで。

○加藤審議官 広島・長崎で原爆に遭われた方の追跡調査のことですね。これについては
ずっと追跡調査をしていますけれども、この方々の集団については原爆の際に受けた線量
と、その後のがんの発生率の増加の間には比例関係がありますが、比例関係が見て取れる
のは、その受けた線量が数百mSvから上のところであるということです。

○記者 それで、それについて低放射線でも影響が出るというような見解がたくさん出で
ていますけれども、例えばアメリカのアカデミーとか、まさに先ほど言わされたICRPなど
はそういう見解を取っているわけですね。そういう見解はありませんか。

○加藤審議官 ICRPでは、疫学的あるいは生物学的に見れば、どちらかわからぬ。

したがって放射線防護の目的からは、低い線量まで比例関係が成り立っていると仮定してさまざま基準を考えようという立場を取つていています。

○記者 そのまさに ICRP の 1 ~ 20 というバンドに即して、今回、20 というものが妥当だと判断したわけですから、当然、閾値がないという考え方方にに基づいて検討するべきだと思うんですねけれども、そうではありませんか。

○加藤審議官 1 ~ 20 は勿論、そういう確率的影響については閾値がないという考え方の下で、ICRP がこういった現存被曝状況での参考レベルを設定するレンジとして適當であるとしているものであると認識しております。

○記者 そうしますと、1,000 人当たり 20mSv ですと 1 人、つまり 0.1% の方ががん死するということになると思うんですけれども、それで間違ないですか。

○加藤審議官 ICRP の勧告では、そのリスク係数をそういう方をするのは適切ではないと述べていると承知しております。

○記者 それはどの部分ですか。

○記者 それでは、よく説明させていただきたいと思います。文科省の方に聞きますけれども、閾値がない形での曲線を取った場合には、先ほど言ったように、0.1%の方がといふことになります。この 0.1%といふのは、交通事故で亡くなる方が 0.004% ですから、交通事故死の 25 倍の値になるんですけれども、

そのようなことというのは十分検討された上で今回判断されたんでしようか。
○坪井審議官 ほかの要因とそういう形で比較することが妥当とは思いませんが、あくまでもこれは、我々はこの放射線の世界の中で、ICRP なりで言わわれていることを踏まえて、また原子力安全委員会の意見も聞いてまとめたというふうに私は思っております。

○記者 それでは、文科省は閾値がない、直線での判断ということでしたといふことです。
○坪井審議官 先ほどの ICRP の方で示されている考え方については、もう一回確認はしたいと思いますけれども、私自身はそこまで明確にありますけれども、確認して、中で相談した中では、こういう形で ICRP の勧告がこういうものであるというふうに理解して、検討がされたと理解しております。

○記者 それでは、確認してください。

○坪井審議官 はい。

○司会 ほかにはいかがでしょうか。
よろしければ、今、手を挙げている方で終わりにさせいただきたいと思いますが、お一人、そして 2 番目、3 番目、それで、そちらにしてしまいますか。

そこでは、4 人でよろしいでしょうか。

どうぞ。

○記者

浜岡原発の方が仮に爆発して壊滅してしまうことでの社会経済的な影響をもう考えているのか。要するに東京などに住んでいる人間からしてみたら、名古屋の田舎が社會会社のせいで、自分たちは被害を受けないかもしねいけれども、東京が、首都圏が社会経済的に壊滅を受けるということで、そのシミュレーションはしているんですか。要るに、大洪水などのシミュレーションなどはやつているのか

ということをお聞きしたいんです。

○西山審議官 今はそういうふうにならないことを考えておりますけれども、そういうシミュレーションは多分していないと思います。

○記者 ならないとおかしいですね。経産省の事務者がそちらに分掌されていると思うんですけれども、要するに経産省の担当の事をそちらがやつしているわけです。

○記者 それで、シミュレーションはないんですか。もし浜岡原発が、ただでさえ危ない原発が、自分たちの中部電力というエゴによって東京は壊滅するかもしれない。それは大変な社会経済的な大打撃ですね。シミュレーションもないんですね。

○西山審議官 今はないと想いますね。今はまだ、そういうことを検討する前に、まず安全かどうかということを検討する段階です。

○記者 私、経産省の分掌の事務としてそれはとんでもない不作為であると思ひます。ありがとうございます。

○記者 共同通信の川岸です。細かいことの確認で恐縮です。4 号機の方の、今日説明のあったプールの支特構造物の設置なんですけれども、先ほど松本さんが、447gal の加速度の地震があつてもほぼ大丈夫だろうというお話をあつたんですねが、これは何も施さなくてともいいことですか。

○松本部長代理 はい、そうです。現在、福島第一で想定しています基準地震動 Ss の波が 447gal で、この使用済み燃料プールの箇所でござりますけれども、その部分で、現時点でお示しました、補強しなくともおおよそもつだらうというような評価をした段階でございました。

○記者 逆に工事をすると、Ss 以上というのもおかしいですか。何 gal まで大丈夫というような計算結果はあるんでしょう。

○松本部長代理 それはございません。今回は Ss でほぼ大丈夫だらうというふうなところに、更に安全裕度を増すということで、今回、補強工事を行うということでございま

す。

○記者 わかりました。

それから、4 号の関係でもう一点、グラウトを充てんといふうにあるんですけども、このグラウトは素材は何でしようか。

○松本部長代理 それはございません。今日は Ss でほぼ大丈夫だらうというふうなところでは、4 人でよろしいでしょうか。

せてございませんで、後ほど確認させてください。

○記者 わかりました。

それから、トレンチの話なんですが、基本的な話で大変恐縮です。これはピンクのこと

ろを埋めると、この先の移送というのはどこからやるんですか。
○松本部長代理 現在、2号機で申しますと、標高10mのところにございますタービン建屋の近いところから抜いております。

○記者 わかりました。

それから、もう一点、この関係で、ピンクのことろを埋めても、先ほどおっしゃったような7~8mの津波が来て、1~2m冠水をしたら、この青いところにもお水が行つてしまふのではないかと思うんですが、その想定はされているんでしょうか。されていなかつたら、どういう想定なんでしょうか。

○松本部長代理 この青いところの口がありますが、標高で言いますが、10mのところでござります。それで、現在想定している津波が7~8mでございまますので、直撃は来ないと思いますけれども、勢いで週上してくる分を今回、白い点線で囲ませたところに防潮堤を設けることでそういうものを防ぐといいうような考え方でございます。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○記者 文科省と安全委員会の方にお伺いしたいのです。

先ほどのICRPの中で質問に1度出たような気もするんですけど、基本的にモニタリングをきっちりやっていくというのが前提だというお話をなのですけれども、このモニタリングは先ほどの内容以外に、例えば地域住民の方が扱られる食品等に関してはやられる予定はありますでしょうか。

○坪井審議官 文科省がやります環境モニタリングとか、今回の学校の中では特に今のことろ考えておりません。食品などについては、むしろそれぞれ厚生労働省とか農林水産省の中で行われている部分があろうかと思いますので、そういうデータは適宜見していくことは必要かとは思っておりません。

○記者 安全委員会の方は、そういった助言というのはされていますでしょうか。

○加藤審議官 助言というのは、モニタリングについてということでしょうか。

○記者 食品等についてのモニタリングです。

○加藤審議官 食品などについては、既に食品衛生法について、厚生労働省の方で今回の事態が起きてから対応が取られている状況であるというふうに認識しております。

それから、先ほどの御質問で、20mSvでがんの症例が幾つ出るのかという御質問がありまして、ICRPの勧告ではそういう計算をするものではないと書いてあるということを申し上げましたが、それはICRPの2007年勧告のパラグラフ66の2つの文書に書いてあります。

これは日本アイソotope協会が出している和訳版ですが、低線量における健康影響が不確実であることから、委員会、これはICRPのことですが、ICRPは公衆の健

康を計画する目的には、非常に長期間にわたり多数の人々が受けたごく小さい線量に関連するかもしないがんまたは遺伝性疾病について、仮想的な症例数を計算することには適切ではないと判断する。このように勧告では述べられております。

○記者 済みません、今のICRPの関連で、そういう意味では、ICRPの内容をそのままの形で適用するのであれば、例えばモニタリングに關して言えば、111のパラグラフ67に、内部被曝に關してきちんとモニタリング、地域の方が食べる食品等に關して、日々、彼らが確認できるように、モニタリングできるようになりますといふことか、いろいろ細かい規定があると思うんですねが、こうしたことはされないんでしょうか。

○加藤審議官 食品については、既に厚生労働省の方から県などに指示されまして、暫定基準値を超える食品が流通しないような措置が取られております。

○記者 それは要するに、特定の地域に關しても日本全体の一般的な対応で足りるという

ことでしょうか。

○加藤審議官 はい。この食品についてはそういうことで対応が取られているというふうに認識しております。

○記者 済みません、先ほどの別の方の質問でもあったのですが、利害關係者とか地域への説明に関して、同じICRPの111の中で、利害關係者というのは特定の政府の行政機關だけではなくて、地域に住んでいる住民の方等を含めたすべての方といいうふうに読みます。それで、要するにそういうことがないと、よけいな報道を生むことになつたり、不安を拡大させることになるので、そうしたことはきちんと対応するように対応するという指針が書いてあるのですが、この辺に關しては現状で考えるところがございませんか。

○加藤審議官 済みません、安全委員会の方では、この放射線安全についての技術的な観点からの助言を差し上げるということですので、このステークホルダー・インボルブメントに關だけではなくて、地域に住んでいる住民の方等を含めたすべての方といいうふうに認識しております。

○記者 わかりました。そうしたお話を生むことになつたり、よけいな報道を生むことになつたり、不安を拡大させることになるので、そうしたことはきちんと対応するよう対応するように対応するという指針が書いてあるのですが、この辺に關しては現状で考えるところがございませんか。

○加藤審議官 今回の高い線量が出て、いわゆる校庭の使用制限をする学校につきましては説明会をそれぞれ行っております。

○記者 ごめんなさい、説明会というのは、事前にそういうことをやりますという説明会だったんだでしょうか。事後の説明会ですか。

○坪井審議官 そのときの反応というのはどういった形だったんでしょうか。みんな、1回の説明会で納得されたんでしょうか。

○坪井審議官 納得といいますか、いろいろな御意見は出たというふうに承知しております。

○記者 いろいろな意見というの、どういうものでしょうか。

○坪井審議官 正確には、まだ改めて回答させていただきたいと思いますが、直ちに納得

したとかということでは、いろんな意見が出たといふうに聞いております。

○記者 電源喪失を地震が原因だと保安院長が認めたという報道があるんですが、これについて東電さんの見解はいかがでしょうか。

○松本部長代理 外部電源の喪失に関しては2種類のケースがあると思っておりまして、1つはいわゆる送電線から発電所の方に受電するラインのところで、鉄塔あるいは開閉器といったようなものが故障して受電できなくなつたというケースと、もう一つは津波によりまして受電装置が冠水した結果、電気が受けられなくなつたという2種類のケースがあらうかと思っています。

○記者 それで、これを受けて保安院さんの方では、既存の原発について、この安全基準を見直すとか、今、やっている点検とかについての影響はありますか。

○西山審議官 外部電源について、ある程度、最近、日にちがあれでなければとも、指示を出しまして、信頼できる系統で、1つの発電所について、幾つかの系統でそれの機まで外部電源が入るように、今、措置してもらっています。

○記者 それはいつですか。この認めたというのは、この報道によるところ27日の衆院経済産業委員会というふうにあるんですけれども、それ以前が、それ以後か。

○西山審議官 それより前です。

○記者 それでは、この保安院長が認めた件に関して、それではほかに、その後、変更といふものはありませんか。

○西山審議官 私は、今はないと思っております。

○記者 わかりました。

もう一点、安全委員会の方に聞きたんですけれども、今、郡山市が土壤をさらつてやっている作業なんですが、これについて校庭の土壤を処理する作業について、マニュアルみたいなものはありませんか。

○加藤審議官 安全委員会の方では、特にそういったマニュアルはつくっておりません。

○記者 土壌をブルドーザーなりでやるときに、ほこりとかが舞い上がつてしまつて、それで悪影響があつたりする可能性があると思うんですけども、その点について助言をするというようなことはありませんか。

○加藤審議官 そういう意味では、一般的なこととして、そういう土ぼこりが舞うような局面ではマスクをしてくださいとか、そういうった助言は非常に早い段階から県の方にお示してございますので、県の方で県民の皆さんには周知されているのではないかと考えます。

○記者 この件について細野さんにもお伺いしたいんですけども、こういうふうに地方自治体がこういう土壌の除去作業をやるに当たつて、結構きちんとやらないと効果がちゃんと出ないとか、舞い上がつたほこりによって逆に悪影響が出たりするようなことがあると思うんですけども、そういうことにに関してやり方とか、あと土壌の処理について方針

をお示しになる考え方はありませんか。

○細野補佐官 今回、それぞれの自治体がやっていることに關して、基本的に20mSvという基準を国は一旦設けていますので、国が考えていることと自治体が考えていることとそれの基準を国はしっかりと取り組む必要があるだろうとは思います。

ただ、現実的にはそれぞれの自治体がかなり前向きなことをやつているわけですから、基準そのものについてどうかという評価ではなくて、実際にやるとすればどういうふうに注意をしてやるべきなのかということについて、そこは国としてさまざまの所見を持つている、アドバイザーを持っているわけですから、そういういた観点から適切な助言をすることは十分あり得ますし、やるべきである私とも思います。

○記者 私、いろんな専門家の意見も聞いておりますので、それはしつかりと、これは文科省にいるんだと思うんですが、文科省の方にも私も伝えて、文科省から適切なアドバイスが行くような形に私自身も努力をしていきたいとは思います。

○西山審議官 ですから、基準がどうか、国がどういう基準を設けたかということ、実際やる場合にどういう注意が必要なのかということは、しつかり分けて対応することは十分可能だと思います。

○記者 済みません、もう一度、文科省さんに聞きたいんですけども、先ほど4月までの積算線量のマップを見せてもらつたんですが、郡山市などで10mSvを積算で超えているんですけども、これを基にすると、現在、1年間で20mSvで、基準で考えていると思うんですが、これは10mSvに達したら残りは10mSvしかないように思うことが考えられるんですけども、それについて御意見はありますか。

○坪井審議官 済みません、郡山市ですか。

○記者 例えば郡山市です。

○坪井審議官 少し、その学校の地区とこの地区とか、総合的に確認しないといけないと思いますが、位置関係なども確認してお答えしたいと思います。

○記者 先ほど言わわれた積算マップを見せてもらつたんですけども、郡山市で3月11日時の積算線量の推定値10.1mSvと書かれているんですけど、ほかにも伊達市などでは21.2mSvなどという数値もあるんですけども、これを含めても1年間20mSvという基準でよろしいんでしょうか。

○坪井審議官 少しお待ちください。今、表をお持ちですか。

○記者 はい。表を見てします。

○坪井審議官 4月時点の積算線量の推定値というのは右側から3つ目の欄ですので、郡山市の辺りにそういう高いところはないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○記者 一番右ではないんですか。

○坪井審議官 一番右は、来年3月11日です。ですから、今まで2.1mSvだと思います。○記者 わかりました。了解です。済みません。

○記者 と申します。細野さんがお戻りになりましたので。

今、細野さんがいらっしゃらない間なんですかとも、ある記者の方から、工程表の進捗に關しまして東電さんと保安院さんにそれぞれ質問がございました。
概ね予定どおりでありますというお答えだったんですねが、私、当初からしつこく言つているんですですが、これが細野さんが考える情報公開なのかなと、ちょっと疑問がありますして、結局、工程表だったので、前も書いたけれども、進捗をどういう状況かと塗りつぶしていく作業だと思うんですよ。つまり、63項目あって、それが今どういう段階に来ているかというのは、少なくともペーパーなりでお示しするお考えというのはないんでしょうか。

○細野補佐官 これも何度か御質問いただいて、私もまた、ちょっと同じような答えになってしまって大変申し訳ないなという思いがあるんですね。その更新の仕方にについて改めて私どもの方に聞いて必要だとと思っておりまして、その更新の仕方にについて改めて私どもの方から提示をしたいと思います。

ただ、現実問題として、日々やっている作業と工程表が一つずつ1対1の関係にあるわけではなくて、いろいろな方法を用いて工程表の一つ一つの作業なり、目標なりを達成しようとしているというのが現実なんですね。ですから、一つ一つ塗りつつぶす1対1の対応にあるというよりは、工程表全体として進めているというのが実態なんですね。

したがいまして、できるだけトピックごとにどういったことがどういった形で進んでいくのかということについて、個別の作業ごとに説明をするというやり方が1つ。そして、もう一つは、初めてになりますけれども、ある段階が来たときに工程表がどこまで進んだのかということについて、全体を再検証して皆さんにお知らせするというやり方があつた。どちらかというと、今の御質問の向きといふのは後段の部分をしつかり示せということだと思いますので、どういった形で示せるのかということはもう少し待ってください。お示しをしたいと思います。

○記者 わかりました。

○司会 ほかによろしいでしょうか。お願いします。

○記者 先ほどお答えいただいたので、もう一回質問したいんです。安全委員会の方が先ほど2007年の65項目に書いてあると言われたんですけども、そこで言われる「適切でない」というのは、医療などを受ける上で、高放射線を浴びるような可能性のある治療とか検査を受けるために、一定の数値に達していただら、それ以上そういう治療を受けられないということになつてしまつてはいけないから、そういうことが不適切、そのまま當てはめたら適切ではないというわけであつて、逆に安全を確保するためにリスクを検討する上では、当然無闇値の線で考えろべきではないですね。

○私はずっとこの確率的影響については、疫学調査なり、生物学的研究から、比例関係がはつきりしない領域以下では比例関係をとるべきでありますよね。

と言つていて、それについては何ら異論は申し上げてないです。先ほど御紹介したのは、非常に線量が低いところでがんの発生数が幾つになりますかというお尋ねがあつたので、そういうことを計算するのは適切ではないですよと、バラ 66 では言つていますというふうにお答えしました。

○記者 情報として、そういう情報を提供するのには当然じゃないんですか。無闇値の直線に基づくと、大体このぐらいの発生率があるんだと、それを知った上でそこで生活するかどうかというのを決めるべきじゃないですか、それぞれの個人が。それを提供しないで、ただただ安全だというのはちょっとミスリーディングではないですか。

○ 今回、ICRPの勧告を使うに当たっては、そもそも確定的影響が出るのは数百ミリシーベルトであるとか、あるいは確率的影響についても比例関係が明確に表れるのが数百ミリシーベルト以上であるというのは御説明した上で臨んでいるつもりでありますけれども、わかりやすくありますので、今後、またよりわかりやすい説明に努めてまいりたいと思います。

○記者 細野さんに1問だけ。先ほど、いらっしゃらなかつた間に、学校で表土を削り取った後の土をどうするかという話をいろいろ聞いて、その中の一つに、例えばコンテナに入れて東電の敷地に運んで、とりあえずそこで保管しておいたらどうか、そういうこともお伺いしました。東電の方は、それは物理的には可能だけれども、そういういろいろな法的な、あるいは仕組みの問題でどうなのかという話がありました。

そういう仕組み、今あるものを早く撤去するためにどうするか、そういう仕組みをつくるのはまさに政治家の役割だと思うんですけども、その辺、どうなつてあるのか、あるいはそれは早く進めるか、できないものかというのをちょっと伺いたいです。

○細野補佐官 一つの考え方としてはあります。また、現実的な選択肢の一つだというふうにも思います。あとは、やはりそれを安全上どう考えるのかという問題はあるんですね。つまり、輸送するときに放射能が飛散するようなことがあってはいけないので、そういう方法があるのかどうか。そして、当然、移動して、そこにある程度積んでおくことになると、本的にはやはりこれは自治体の方のある程度考え方というのも聞いた上でやらなければならない。そういう現象だと思うんですね。

○記者 ほかによろしくお願いします。

○細野補佐官 そうなんです。ですから、現時点では相当汚染度が上がつてあるところなので、実態上は別状ないというのは当然の皆さんの見解だつたと思いませんので、そういう実態を見せた上で、今おっしゃつたような選択肢は私はあり得ると思います。

○記者 ほかによろしくお願いします。

○細野補佐官 先ほどどの質問にもちらつとお答えをせざるを得なかつたというか、お答えしたわけですが、現実に20ミリといふところの基準を国が設けているといふことの問題と、一方で、実際にそれでももう移動しているところが郡山市の方にある、そういう問題があるわけですね。そうなつてくると、そこは文科省の領域を超えて廃棄物の領域になつ

てくる。ただ、この廃棄物の問題というのがどこの所管かというのが若干グレーゾーンがあるって、現実的には保安院と環境省の方の所管になつてくると思ってますので、そこの調整は私自身も入りたいというふうにちようど思つてましたところです。

ですから、もう実際にある種の汚染をされた廃棄物としての位置づけになるとすれば、それはどう処理されるべきなのかということについて、再度調整には入りたいと思います。

○記者 これは、はつきり言って、超法規的な措置といふのはいろいろあちこちでとられているわけですね。だから、どこの所管がなんて言ってないで、早くやるということ、それから最後に I C R P の考え方というのは、何も 20 で決めなさいと言っているわけではなくて、20 よりなるべく低い値でレベルを決めるというふうなことを言つているわけですから、20 にこだわらないで、なるべく下げるた目標設定というのを早くやつていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○細野補佐官 後段の部分のできるだけ低い方がいいというのは、I C R P だけではなくて、それはもうすべての皆さんのが望みだと思いますし、私もそう思いますので、その努力はしっかりと促していきたいと思います。

前段の部分の廃棄物の処理については、ほかの廃棄物とこの廃棄物を分けて考えるかどうかという問題もあるわけですが、そのすべてを 1 F に持つてこられるかというは、相当の量、その周辺にあるわけとして、そのすべてを 1 F に持つてこられるかというと、物理的な限界も多分あるだろうと思うわけです。

ただ、例えば学校で出している放射能で汚染をされた土壤というふうに聞いて言うと、移動されなければならぬない過迫性においては、それはより優先順位が高いのは明らかです。あとは、超法規というわけには、これは我々はいかないわけではありませんけれども、まさに優先順位の問題として、学校で出ている廃棄物をできるだけ早く処理をするために方法を検討することは政治的な判断としてできると思いませんので、そこは努力したいと思います。

○司会 よろしいでしょうか。最後です。

○記者 細野さんがいらっしゃったので、今のと同じく学校の関係ですが、ずっと引用で使われている I C R P の勧告自体は、読んでみると、かなり細かいところで書いてある、そういう意味ではよくできたものだという印象があります。ですが、その中に、例えばモニタリングをきちんととした形で住民の方がモニタリングの結果を知ることができ、選択することができるというようなことで今まで含めての対処だということになつてているんですね。例えばそういう細かな、より特定の地域、福島県内だけでも細かなモニタリングというのをやる予定というのは、何らかの形でやることはできないものでしようか。

○細野補佐官 食品のモニタリングも、当初からすると随分様々な形でやるようにはなつ

ていると思うんですが、多分、キノさんが御指摘されたのは、福島とか、郡山とか、空間であるとか、更には土壤で様々な心配がなされているところにおいて、内部被爆も含めて総合的に考えたためには、食品のモニタリングをより強化すべきではないかというお考えだと思います。

そういった、こちらで集つているこういう部署がやつているモニタリングと、ここには来れないけれども、関係している農水省とか厚労省がやつしていることとあまり連携できないかということについては、今、御指摘も踏まえてやってみたいと思います。

○記者 わかりました。実は今回じことを安全委員会の方と文科省の方にお伺いしたら、安全委員会の方は技術的な指針だけを与えるもので、我々には関係ないというような回答だったのと、文科省の方でも、基本的には厚労省の方とかでやつっているので、やる予定はないというような、言葉は悪いですけれども、割に入ごとのような回答しかいたただけなかつたもので、何らかの形です。

1 次指針が、実際そいつた健康であるとか、経済であるとか、環境、すべてのものを含んだ対処だということになつていて、単純に 20 に決めたからオーケーといふものではないんですね。そういう認識がそもそも政府の方にあつたかというのもお伺いできればと思うんですが、今後の対応としてはそいつた形できれはばやつていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○細野補佐官 I C R P のガイドラインについては、様々な要因を含むものであるということは私どもも十分承知をしております。また、そのものについても私も勿論目を通していまいますので、我々も含めて政府関係者は相当このことについては意識をしているんです。その中で、今はまだ緊急事態だということで 20 という数字がとられているわけですが、緊急事態とはいってもある程度時間がかかつていいわけですね。ですから、いわゆるもともと想定されていた緊急時というスパンからすると、日本の今直面しているこの緊急事態というのとは、相当異例の長さの緊急事態になっている。そういう場合には、どういう配慮が必要なのかということについては、I C R P が指摘をしている様々な要素をもつと総合的に勘案すべきだらうと思います。それぞれ省庁が自分の仕事でかなり重い仕事をしているのは事実ですので、そういう橋渡しをするのが我々政治家の役割だといふふうに思いました。

○記者 そうしましたら、その 20 に決まった縛綱を含めて、情報公開の方をお願いいたしますので、そこはしっかりやるようにいたします。

○記者 そうした上で、東京電力より今日の作業の状況につきまして説明があります。

○松本本部長代理 お時間が長くなりまして申し訳ございません。第 1 の状況でございますが、まず原子炉の注水状況でございますけれども、1 号機は 6 m³、2 号機 6.9、3 号機 6.5 で、立法メートル・バーで原子炉への注水を繼續しております。

窒素の注入につきましても繼續しております、28m³ / 分で継続中でございます。最新のデータは、申し訳ございません、11 時の断面と同じでございますので、紹介を省略させ

用済み燃料プールへの放水と注水は、本日は実施しておりませんが、明日も実施する予定はございません。4号機の水位及び水温の測定を行っております。本日10時16分のデータでございますけれども、水位は燃料上部より約5.5m上、それから水温は89℃でございました。線量につきましては視界不良のため確認できずという状況でございます。それから、タービン建屋のたまり水の移送でございますけれども、2号機に関しまして、本日14時5分より移送を再開しています。本日の18時現在のプロセス主建屋の増加量につきましては、初期値から1,202ミリ上昇ということで、本日の午前7時断面から比べますと18ミリ上昇ということになります。

それから、移送量につきましては、ポンプ移送中断までが2,390m³、本日18時段階で40m³でございますので、合計2,430m³でございます。

これに随連して、先ほど6号機のタービン建屋のたまり水の水位がございましたけれども、6号機のタービン建屋の水位は小名浜ポイントを基準として3,090ミリでございます。

それから、本件に関しましては、5、6号機側に仮設タンクの準備ができましたので、明日からタービン建屋のたまり水を仮設タンクの方に移す移送を行います。現在、明日1日で約500tの水を移送する予定でございます。

それから、トレンチの水位でございますけれども、1号機は1,940ミリ、2号機840ミリで、7時断面よりも10ミリ上昇でございます。3号機は920ミリで、本日の7時断面より10ミリ上昇でございます。

タービン建屋につきましては、1号機が小名浜ポイントで5,050ミリ、2号機が3,100ミリ、3号機が3,050ミリ、4号機が3,100ミリという状況でございます。

それから、飛散防止網の散布でございますけれども、クローラーダンプによります散布を4号機タービン建屋の南側に行いまして、約2,000m³実施いたしております。それから、有人によります散布布につきましては、旧事務本館の周辺の一面、体育館、物揚場の一面の面に対しまして約5,400平米に対して実施してございます。
それから、明日も引き続きクローラーダンプ、有人によります散布を行います。リモートコントロールによります瓦礫の除去でございますけれども、本日の成果といたしましては、3号機の原子炉建屋の西側と南側で収集を行いまして、コンテナ4個分の回収を行ております。累計で71個になっております。明日も引き続き、3号機の原子炉建屋周辺の瓦礫を採集する予定です。

それから、1点修正がございました。本日お配りいたしました福島第一原子力発電所の状況ということで一枚ものがござりますけれども、裏面の下から2行目、4月30日12時8分に、3号、4号機の外部電源増強工事完了というところでござりますけれども、12時8分ではございませんで、11時34分の間違いでございます。おわびして、訂正させていただきます。

それから、一部御質問の回答の準備ができましたので、御紹介させていただきますと、防波堤の高さにつきましては、5.5mでございます。それから、グラウトというのは何かということでございますけれども、セメントと砂を混ぜたモルタルでございます。それから、プラントバラメータの現状での採取状況でございますけれども、紙の記録計につきましては汚染がござりますので、1枚ずつスキャナーで読み取って電子化して、事務所、それから本店の方に送っているという状況でございますので、非常に時間がかかるといふような段階でございます。

また、プロセス計算機に取り込んだデータにつきましては、電源が完全に復旧にしていないことから、まだ全部が取り出せていない状況でございます。こちらは、いずれにいたしましても、今後数週間以内にデータを取りまとめて、皆様の方に御報告したいというふうに考えております。

それから、最後になりますが、先ほど保安院さんの方から指示書のお話がございましたけれども、本日19時にこの指示書を受け取ったというプレス文を公表させていただいております。皆様がお帰りの際にお手元の方に届くと思います。よろしくお願ひいたします。

○司会 以上で、本日の会見を終わりにさせていただきたいと思います。
次回でございますが、明後日、2日の16時半から開催いたします。具体的な御案内につきましては、またメールにてお伝えさせていただきます。どうもありがとうございました。

ていただきます。